

## 1. 議事日程

〔平成23年第2回安芸高田市議会6月定例会第9日目〕

平成23年 6月21日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

7番 先 川 和 幸                      8番 山 根 温 子

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企画振興部長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治	教 育 次 長	沖 野 和 明
消 防 長	光 下 正 則	会 計 管 理 者	森 川 薫
八千代支所長	藤 本 宏 良	美土里支所長	小笠原 義 和
高宮支所長	藤 井 静 雄	甲田支所長	益 田 茂 樹
向原支所長	岡 崎 賢 志	総 務 課 長	杉 安 明 彦

行政経営課長 西岡保典 政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	立田昭男	事務局 次長	外輪勇三
主 査	森岡雅昭	専 門 員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開議

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番  
先川和幸君及び8番 山根温子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。質問方式は一問一答方式とし、  
1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問  
に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお一つの質問を終え、次  
の質問に移る場合は「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわか  
るようにお願いをいたします  
それでは質問の通告がありますので順次、発言を許します。  
7番 先川和幸君。

- 先川議員 おはようございます。7番、無所属、先川和幸でございます。  
先に提出した通告書のとおり、それぞれ市長にお伺いしたいと思いま  
す。  
まず、視覚障害者に対する公共施設の整備状況についてでございます。  
御承知のように、広島県では平成8年4月1日より福祉のまちづくり条例  
が施行されたところでございます。すべての人々がひとしく社会参加の  
機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きる  
ことのできる真に豊かな福祉社会の構築を目指し、障がい者、高齢者、  
病弱者等のこれらの行動を阻むさまざまな障害のバリアを取り除き、す  
べての県民がみずからの意志で自由に行動し、社会参加ができるよう環  
境を整備していく指針として設けられているところでございます。  
本市におきましても人に優しいまちづくりを目指し、ハード面、ソフ  
ト面について鋭意努力をされているところであります。とりわけ昨年よ  
り導入されましたお太助ワゴンは、高齢者等の交通弱者に対し広く社会  
参加のチャンスを与えていただいたことは本条例の趣旨と合致し、お太  
助ワゴンを実現していただいた御努力に対し敬意と感謝を申し上げます  
ここで視覚障害者の方々が、真に社会参加されることに当たり、これ  
らの行動を阻むバリアを取り除くこととして、市として何をされている  
のか。また今後どのようにされようとしているのか、市長にお伺いいた

します。

○藤井議長   ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長   浜田一義君。

○浜田市長   おはようございます。ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。

  視覚障害者に対する公共施設の整備状況についてでございます。

  点字ブロック、点字サイン、インターホーン等の整備についての御質問だと解釈しております。本市の公共施設については、視覚障害者、身体障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは幼児を連れた人などの行動を阻むさまざまな障壁を取り除き、すべての市民がみずからの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境を目指し整備しているところであります。

  一方で、老朽化した公共施設では、特に視覚障害者に対し、これらの理念が設計に十分配慮されていない施設もあると認識しているところであります。これらの施設においては、ソフト面として利用に際し職員による介助を行うことや、ハード面として施設の改修を前向きに検討するなど、今後とも、平成7年に施行された広島県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、だれもが安心して住みよい環境づくりにつながるよう努めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長   以上で答弁を終わります。

  先川和幸君。

○先川議員   今までの整備状況はともかく、今後の整備に期待をし今度とも注視していきたいと思います。

  また同条例の13条に維持保全の努力義務が述べられております。つまり、点字ブロック、誘導サイン、音声誘導等を設けられた場合はその機能を維持しなければならないということでもあります。旧町役場、つまり今の支所を見ても、必ずしもその機能が維持されているとは思いません。何のための誘導サインか、何のための点字ブロックかをよくよくお考えの上、障がい者の立場に立って早急に調査、改善されることを希望しますが、いま一つ市長のお考えをお伺いいたします。

○藤井議長   答弁を求めます。

市長   浜田一義君。

○浜田市長   貴重な御提言ありがとうございます。我々もそういう実態についてこれからも調査をして事業の趣旨に合うような施設をつくってまいりたいと思っております。

  このことにつきましては、我々もここで反省なんですけど、安芸高田市でどのような方がどのようなことで困っておられるのか、どのような動きをされているのか、動態をしっかりとつかんでこの事業の効果が出るようにこれからも考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。貴重な御提言ありがとうございます。

○藤井議長   以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 それでは次に移ります。次に横断歩道の音響式信号機の設置の推進状況についてでございます。

今年2月、当議場で行われました安芸高田市生徒議会において、向原中学校3年生の山崎愛実さんが次のような質問をされております。「音響式信号機は視覚障害者の方々にとっては安全を守る大切な設備であると同時に、安心感をもたらし、積極的な社会参加をうながす大切な設備と考えられる。またこれは、視覚障害者だけでなく、小さな子どもや高齢者などだれに対しても優しい設備だと思っている。そこで公共施設や病院の近くなどに重点的に設置していただきたい。市長のお考えをお伺いしたい」との質問がありました。その後、この件をどのように進捗しているのか、市長の進捗状況をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 横断歩道の音響式信号機の設置の推進状況についての御質問にお答えをいたします。

現在、安芸高田市内には、国道、県道及び市道に58基の信号機が設置されています。これらは道路の規模や交通量などを勘案し、自動的に変わる定周期の信号機が32基、押しボタンなどで変わる信号機が26基、設置されています。議員御指摘の音響式の信号機は安芸高田市内では、向原町坂、広島銀行前の交差点に昭和60年代に設置されたものが唯一でございます。

これは視覚障害者の方がこの交差点を利用されるに当たり、安全を確保する目的で設置されたものであります。歩行する道路に設置された視線誘導ブロックとともにその効果を発揮しています。

音響式信号機の設置にあたっては、一定の基準に基づき広島県公安委員会が設置場所を決定しております。具体的には、その交差点を利用する人の中に視覚障害を持つ人がいるかどうか、あるいは「利用する頻度はどうか」というところを調査し、必要性について検討をすることとされております。

議員の御指摘を踏まえ、必要に応じて関係者あるいは関係団体と連携しながら必要な場所について、関係機関へ要望をしまいたいと思っております。

先ほど御質問の向原の子ども議会での要望を受けて関係機関と協議をしております。今それで答えをもらっているのは、実態があればその信号機については優先的に設置を検討するというお答えをもらっております。今ただあればいいという形ではなかなか設置してもらえないので、その実態を動向を今ちょっと調べている状況でございますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

- 先川議員 進めていただいているというふうな御答弁だと思いますが、現在県下では視覚障害者への付加装置として、ピヨピヨ・カッコーが281機設置してあると聞いております。本市では先ほどありましたように、向原町で1機ということであります。県下で281機ある中で、安芸高田市は1機とは甚だ寂しい限りであります。これも実態があればということではございますが、私は思うんですが、吉田病院の前、54号線を横断する非常に交通量の多い、その中へ病院へ行かれる方はいわゆる高齢者の方あるいは視覚障害者の方、いろんな方がいらっしゃると思います。ですから実態があればではなしに実態はあると思います。ぜひとも関係機関に市長の強力な要望として重点項目として1機でもつくっていただければ先が見えるのではないかと思います。いま一度市長の決意をお伺いいたします。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議員御指摘のとおりだと思います。現在使っている人でなくて、こういう施設があれば市役所なり病院にも行くと。施設に行けないから利用していないという方もおられると思いますので、そういうような拡大調査をこれからも踏まえて考えていきたいと。速やかに、実態がある場合には後援会のほうへ要望して早急に設置をしていきたいとかように思いますので、御理解を賜りたいと思います。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
先川和幸君。
- 先川議員 次に移ります。各選挙における最近の視覚障害者の投票方法、つまり代筆とみずから行う点字投票の実態についてお伺いしたいと思います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 各種選挙における点字投票の実態についての御質問でございます。  
議員御指摘のとおり、公職選挙法に基づき「目の不自由な人で通常の文字が書けない人」には、申し出により点字による投票が認められています。この場合、投票所もしくは選挙管理委員会事務局に備えつけている点字器を使って記入することになっております。お尋ねの実態として、先の参議院議員選挙の期日前投票において、該当される方が点字投票の申し出をされましたが、対応した職員が点字器の扱いに不なれであったことから時間を要したことと、正確な投票に不安があったため、その場では理解を得て代理投票に切りかえていただいた実績もございます。  
なおこうした事態を踏まえ、既に対応のマニュアルを策定いたしましたので、今後、職員研修を通して点字器の取り扱いについて周知し、これから申し出があった場合は適切に対応するよう啓発をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
先川和幸君。

○先川議員 私も理解できないわけですが、要は代理投票ということは非常に守秘義務はあるとはいえどもやはり投票される本人さんから見れば非常に不安なところであります。それが講じて結局は選挙しないと。選挙行ったってしょうがないとこういうような風潮があるように聞いております。

従いまして、この点字投票、もちろんこれは本人さんのその能力がないと難しいわけですが、やはり職員、選挙上は数多くあるわけですが、したいと申し出てもその取り扱いに手間取ったりそういうことになると、また選挙への関心が薄まり棄権というふうにつながるのではないかと感じております。従いまして、今後どうぞ職員さんの研修を密にされ、点字投票が促進されますことを切に要望いたします。

本年7月1日より施行されます広島県思いやり駐車場利用証交付制度の導入されるようになっております。本市のより一層の人に優しいまちづくりを切望して次に移ります。

災害時の避難箇所の見直しについてでございます。この点につきましては、昨日の一般質問また本日予定されております質問と重複するかと思っておりますが、私は避難場所の見直しというところに絞ってお伺いしたいと思っております。

昨今の異常気象による時間雨量100mmを超えるゲリラ豪雨、またこのたびの東日本大震災による大災害と、これまでの想定を大きく超えこれまで河川、道路、砂防ダム等の社会資本が最近の異常気象では持てなくなっているところでございます。これらについては今後県の地域防災計画の中で見直しを図られることとは思いますが、いずれにしても時間と費用のかかるところであります。当面はいち早く安全な場所に避難するという訓練が必要かと思っております。

今の安全な場所は本市では平成18年に見直しをされておりますが、各町別に見ますと、向原町が13カ所、吉田町10カ所、八千代町が6カ所、美土里町が8カ所、高宮町が12カ所、甲田町が8カ所の計57カ所と伺っております。この中を見ますと、主に地区の集会所であったり運動広場であったりしております。この安全なる避難場所が現在想定されている上限が来た場合、果たして大丈夫かという甚だ疑問があります。この点について市長のお考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 災害時の避難箇所の見直しについての御質問でございます。

近年、全国的に局地的なゲリラ豪雨による想定外の浸水や土砂崩れなどの災害が多発しています。本市においても、昨年の7月11日から15日にかけての梅雨前線停滞により多量の雨が降り続き、14日には早朝、災害対策本部を設置し、即座に外堀、内堀、大浜、六日市の48世帯124名に対して、土砂崩れの危険性があるとの判断により、避難勧告を発令し

たところであります。その直後吉田高校の裏山の崩壊が発生をいたしました。自主避難者を含め65世帯110人の多くの方々の避難により幸いにして人的被害はありませんでした。その他、市内では8カ所、12世帯39人の自主避難があり、このうち市が指定した避難箇所は2カ所で、それ以外は近くの集会所でありました。

現在、市が指定しています避難箇所は58カ所で、各町の教育施設や公共施設を指定していますが、今後は、ハザードマップによる浸水想定区域や土砂災害危険区域について、自主防災会や関係機関と連携し、見直しの必要があれば検討してまいりたいと考えております。

議員御指摘のように、このたびの東日本大震災を教訓としてさらなる見直しをかけ安全な避難体制をとっていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 今回の震災で市民の防災意識が非常に高まっていると思います。地域も住民と一体となって、やはり生命第一となったときは安全な場所を早急に見直していただきたい。

今私たちのほうの集会所はありますけれど、川のすぐそばにありますし、川がはんらんしたら果たしてほんとこの安全な場所と言われる避難場所が持てるのかどうか。あるいは昨日の答弁では、阪神大震災、安芸灘で震度6程度を想定しているという御答弁がありましたけれど、果たして震度6が来たときにその集会所が果たしてちゃんと機能しているのかどうか、逃げれるのかどうか、こういうこともあろうかと思えます。これは余りマイナス方面で考えると切りがないわけですが、当面の想定されている箇所で安全箇所とみているのもいま一度、この震災を危機に想定外を想定されてる上限をきた場合はどうするかということを真剣に、地域と住民と一緒に考えていただきたいと思えます。これは要望でございます。

また現在、被災地への消防士あるいは保健師さんと、災害支援派遣を行っておられるところでございます。この方々の体験は安芸高田市の防災計画を見直す中で、大変貴重なことではないかと思っております。今度幅広く派遣をされて、できましたら今度のこの方々が地域に出向き、体験談を話されるステージを設けていただきたいと思っておりますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの応援に対して職員、市民の方もおられますけど貴重な経験をされて帰っております。このことは将来この安芸高田市の今後の防災、安全対策のまちづくりに生かしていきたいと思っております。必要があれば、職員の貴重な体験を市民の方に伝える機会があればそういうことも考えていきたいと思っております。



先ほど答弁はいいと言われたんですけど、見直しをすると、阪神大震災の契機にと申し上げましたけど、実際今までの概念と変わったところも少しございますので、数値的なもの、対象流量とか雨とか地震の震度とか、こういうものを踏まえまして、各機関と連携をとりながら防災計画の避難箇所の見直しをしていきたいと。あわせて市民にわかるような形で防災の仕組みを伝えていきたいとかように思っております。

貴重な御意見をありがとうございました。職員が体験した貴重なことにつきましては、我々行政ももちろんでございますけれども、市民の方にも何らかの形で伝える仕組みを考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ありがとうございました。

○藤井議長 これをもって先川和幸君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 1番、会派絆の前重昌敬でございます。通告に基づきまして質問をいたします。

まず最初に、安芸高田市も平成16年3月1日に合併をいたしまして、本年で8年目に入っております。人輝く・安芸高田、住民と行政が奏でる協働のまちづくりを目指しては、2005年安芸高田市総合計画の第2編基本構想、第1章 まちづくりの基本理念として新たな出会いによる新しいまちを自分のまちとしてひとりひとりが共有できるよう、そこに住む人のみずからの地域はみずからの手でとした活動と参加に基づいた住民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しますと明記されております。そして第3編 基本計画、第2章 心豊かで創造性に富んだまちづくり、第1節 参加と協働によるまちづくりの推進での現況と課題の中に、住民と行政の役割分担を踏まえ情報の公開、提供を基本としてそれぞれの地域振興組織の活動を支援し、その活動を活性化していくとともに、まちづくり条例の制定を踏まえ、体系的な参加と協働のまちづくりの仕組みの定着を図り、参加と協働のまちづくりを積極的に推進し活力のある地域社会の形成を進めていくことが必要ですという明記がされております。

また、本年平成23年3月に提出されました安芸高田市総合計画後期基本計画、第2章 計画策定にあたってという中での第1節 社会情勢の変化と安芸高田市の現状と課題、3の生涯を通じて安心して暮らせる環境づくりの内容にも、市民、地域、行政の自助、共助、公助の役割分担を考慮した連携のあり方を示し、市民との協働によるまちづくりへの推進を強化していきたいと考えますと明記されておられます。そこで、こうして明記された計画内容も含めまして、この市民が参加と協働のまちづくりへこの市民がどのように参加するか。またそれぞれの地域課題への

対応等をだれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化した安芸高田市としての仕組みの基本ルールを定めた条例。いわゆる仮称にはなりますが、まちづくり基本条例の整備が必要と考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えいたします。まちづくり基本条例の整備についての御質問でございますが、まちづくり基本条例は「まちづくりの基本理念」を明文化し、自治体の基本的な方向性、基本ルールを定めた条例で、「自治体の憲法」とも言われております。全国的にも、まちづくりにかかわる住民参画の機運の高まりや地方分権の進展の中で、近年、こうした条例を制定する自治体もふえているところでございます。

市としましては、住民と行政の協働によるまちづくりを推進しており、まちづくりのあり方、住民・行政の役割と責務、協働のまちづくりを支える施策や制度の体系などについて研究を進めていくとともに、まちづくり基本条例の精神である情報の公開・共有、市民参画の推進、市民の意見の反映など諸制度の充実に努め、将来の制定を踏まえて必要な環境整備を行っているところでございます。条例は制定しておりませんが、行政としては行政市政懇談会等、情報公開等を実施して十分この機能を果たしていると思っております。この条例制定につきましては、課題として受けとめておきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

私の政策の中で、まさしくこのとおりにやっていると、他県にない、新交通システムもそうです。それから市民総ヘルパー構想も自助・共助・公助の中でしっかりと市民の協力を得ることによって、議員御指摘のことは十分今でもやっていますけど、こういう条例によって確かなものとしていくことは大事なことと思っておりますので、今後、課題として受けとめておきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今後課題として受けとめていくという回答であったかなと思いますが、しかし現在、安芸高田市の中にはまさしく人権尊重まちづくり条例といったものも整備されておるわけですね。先ほど同僚議員からありましたように、広島県では平成7年でしたか、先ほどちょっとメモしましたが、福祉のまちづくり条例ですね。こうしたものが単発的にとんとんと、同じようにまた福祉は福祉でまちづくり条例を規定してきましたよということではなくして、やはりスポーツを例にとってみても、サッカーをやろうと思ったらボールをけるだけじゃだめなんですよ。やはりそういう枠がありまして、ゴールを入れるのも確実にボールがゴールに入らなければならない。やはりある程度のルールというものがあるわけですから、それをやはりやらないと継続しないわけですよ、市長さん。継続

しない。だから今まで前市長がやってこられました協働のまちづくり、これが平成19年度に言われて、新しく浜田市長言われました。しかしその枠組みが、今市長が言われるように実施施策が展開されております。しかし一番根っことなる基本的なそうしたもののやはり市民が動くとするそういう過程でのルールづくりがないと、市民はどうしても継続できない。そうしたところに行き着くんじゃないかと考えますが、その辺のところを市長さん、今の課題として受けとめるといっておられますが、その辺どう考えられますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この条例、今県下で3つの市町がやってると思うんですね。先ほどいろいろな条例とか規約にありますっていう町がいっぱいあってもそれを実行している町は少ないわけですね。だからその条例も大事ですけど、それを何のためにつくるかということをお理解をしてもらいたいと思います。条例をつくったからといって決していいことではないので。そういうことも将来的にはいるかもわかりませんが、現在、市民の方々に自助・共助・公助こういうお願いというのはまさしくその条例の骨幹を示すものです。これ機会あるごとに、行政懇談会とかいろんな立場で執行部とかで市民の方々に訴えております。自主防災もそうです。そういうようなことのやっぱり機運の中でつくっていかないと意味のないことになるので、そういうことで申し上げたわけでございます。決してこれが必要ではないということではなしに、ほかの市町もぼつぼつ全国的に条例というのを、日本人は悪い癖がございまして、条例をつくってけばもう終わったんかとなりますので、そうじゃないと。中身のある条例にしていきたいと思っております。そのためにはもう少し時間をいただいて検討をしながら状況的に判断して安芸高田市流の前向きな条例にしていきたいと思うので、検討課題として受けとめていくという部分でございます。

決してこの条例、議員さんどこかで調べてきたんだろうけど、今やることが問題だと思います。私は決して今主力的には、安芸高田市しつかり議員の皆さん方と協働してからいい施策の展開に言ってるなと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 いろいろなところで調べさせていただきました。しかしやはり学校を例にとっても、そういう規則、学校規則というのがありますよね。ですから今の市民さんが、市長さんは一生懸命やられてると思うんですよ。しかし中身に入ったときには、やはりそこまで市民が、ああ上がやるからやっとなんかじゃないかという機運になってるんじゃないかと私は考えるわけです。そういうのをやはり今回も、今議会の内部でも改革をしております。そうしたところで地域に出向いて話を聞く中では、や

はりそういう振興会の組織があります。しかしその組織の中でも上のトップ役員さんだけが動いてるようなところも出てきてるわけです。そういったところも、32の振興会、また後でも話をしますが、そうしたところへ向けてやはり市民はこうしたことをやらないといけないんだよという意識づけをこれからやっていかないと、また次の大枠の関係でも質問をさせていただきますが、来年は選挙に入ってまいります。まだまだこれから今8年目に入って、やはり次へ課題として残すというんじゃないしに、できるところから一つ一つ、やはり少しでもいいのでそうしたところへ向けてやっていかないと、御承知のように情報はどんどんどんどんまさしく動いております。ですから、昨日の光ファイバーの件でもありました。そういう情報を共有しないといけない中で今の画面を通してやる中でもそういう自治振興会の中で役割をやられる方が決まってくるわけですよ。そういうやられる方が決まってくるわけですから、そうしたところは同じような方が入られて、若い者の形というのがなかなか見えてこない。動かれてない。そうしたところを市長さんがしっかりと受けとめていただきまして、今後の課題として受けとめるんじゃないしに、できれば市長さんがこの現役でおられる間に、この条例は整備するんだと、そういう意気込みを持っていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ちょっと言いわけになりますけれども、いろんな施策の展開のときにいつも幹部が他市のまちづくり条例を趣旨を踏まえて策定しているわけです。めちゃくちゃやってるわけじゃないんですよ。だからやってることというのは、条例したときと同じような状況はやってますよとさっきから説明したんです。ただこれをつくってもなかなか法律を読んでもらえないとかあるので、むしろこういう市民の方々にわかりやすくこの施策の展開を図っていくのが大事だと思ってます。条例をつくったから若い人が皆こっち向いて施策の問題を示すかといったらそうでもございません。ただ条例に甘えてもいけないと。ただ条例をつくるのがものを終わったということじゃないので、そういう意味で申し上げたわけであって、今つくるとか何とか、前向きに検討していきたいということで約束していきたいと思います。だから条例制定がすべてではないので、我々は行政執行部と一丸となって条例制定したことよりか、もっと上に行くような施策の展開をやってますよということをしつかり訴えたかったわけでございます。

今後行政につきましても、わかりやすく市民の方々に啓発をかけて参画してもらえるように心がけていきたいとかように思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 一応検討していただくということで、この点につきましては終わらせていただきます。どうか、若い方がこの市に対しまして関心がもたれる

ような今の施策であっていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。2番目といたしまして、市民の連帯の強化と地域振興のための事業の費用に充てるため、安芸高田市地域振興基金を設置するの安芸高田市地域振興基金等、生活に関連した社会資本の積極的な整備を図り、個性豊かでうるおいと活力に満ちたまちづくりに資する事業に要する経費の財源にあてるため、安芸高田市まちづくり事業基金を設置するのを、安芸高田市まちづくり事業基金の具体的な活用の考えがあるか、市長のお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 地域振興基金・まちづくり事業基金の具体的な活用についての御質問でございます。

地域振興基金でございますが、この基金は、平成16年度に合併特例債を原資に定額運用基金として積み立てを行ったものでございます。また、まちづくり事業基金は、合併前に旧町が所有しておりました基金を安芸高田市として引き継いだものであります。総額33億円の金額でございます。地域振興基金は、市民の連帯との強化と地域振興のための経費の財源に、またまちづくり事業基金は、生活に関連した社会資本の積極的な整備を図り、個性豊かで、潤いと活力に満ちたまちづくりに資する経費の財源に充てるものとしております。地域振興基金につきましては、毎年運用利子分を自治振興推進事業費に充当いたしておりますが、まちづくり事業基金については、合併以降取り崩しは行っておりません。

今後の活用につきましては、地域振興基金は、原則、合併特例債の償還が終了いたします平成31年度以降に、また、まちづくり事業基金は、平成26年度以降の普通交付税の減額に対し、地域振興事業等に有効活用いたしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

原則私が行っている事業費の算出につきましては、行財政改革等で対処するつもりでおります。この基金につきましては、将来市を担っていく安全的な余裕の仕組みとして保存しておきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 一応費用につきましては、今確認をさせていただきました。平成31年度以降ということで33億円ですね。確かに確認をさせていただく中では、利子部分を地域振興会の事業に充てていただいているという確認をしております。

またまちづくり事業基金、これにつきましては平成26年という中で、今のこの基金の中身が使い方にはちょっと違いはあるんじゃないかなと思うんですけど、ただ一緒の形で含めてもいいんじゃないかなと私は考えるわけですね。同じようなのが分かれて同じまちづくり事業基金、地域振興基金、同じような内容に、ふつうの市民の目線からいくと、こう

した形で別個にしておかなくてもいいんじゃないかなと考えるわけです。いろいろとそれは諸事情があったと思うんですが。その辺はこういう形でないと難しいんでしょうか、市長。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

これは仕組み上、分けているものでございまして、地域振興基金につきましては、合併特例債の運用のほうとして国が示した基準によって積み立てておると。まちづくり基金は本来旧市町が持っていたものを寄せ集めたというだけであって、一緒にしても構わんですけれど、施策の運用上分けておかないと、やっぱり地域振興基金につきましても使おうと思ったらいろいろ制限がございしますので、困るということで一応分けておく必要があると思います。私の基本につきましては、こういう基金とか、こういうものにつきましては厳しい財政状況でございしますが、将来の安定基金として蓄えたいということをお願いしておきます。どうか御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

今の内容から言うと、これが旧向原町からの引き継ぎということでありましたので、これから向原のほうはそうしたコミュニティーセンターとか計画がございします。その辺に充当とかいうのをお考えはあるんですか。その辺はどうなんでしょう。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

今後どういう時代になるかわかりません。例えば、大きな災害が来るかもわからんし。現在のところ、この基金の取り崩しはしなくてやっていこうということでございします。いろんな事態が発生するかわかりませんが、そういう事態になったときにはまた検討させてもらいたい。多くの伝染病が発生するかもわからないし。今の状況では、気持ち的にこの基金は将来のために残しておきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員

それでは次の質問に移ります。現在、安芸高田市には32の地域振興会組織がございします。今後この組織の方向性につきまして、市長のお考えをお伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

地域振興組織の今後の方向性についての御質問でございします。市内32の地域振興組織は、「みずからの地域はみずからの手で」とする主体的な活動として、地域のきずなを深めるための祭りやイベント、ふれあいサロンなどの高齢者の福祉活動、地域の安心を高めるための子

どもたちの見守りや自主防災活動、地域の拠点施設の管理など、地域の状況を踏まえたさまざまな活動を通して、地域に誇りを持ち、安心して暮らしていくための地域づくりに取り組んでおられます。

今後も主体的な地域づくり活動の充実を図っていただくとともに、地域と行政の協働によるまちづくりの重要なパートナーとして、主体的で公益的な活動をさらに発展していただき、地域の魅力アップや地域課題の解決のための取り組みを推進していただきたいと考えております。

今後さらに行政が推進しております市民総ヘルパー構想等の自助・共助・公助という役割を担っていただければと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 市長が言われたように、市民総ヘルパー構想、また自主防災組織での活動ということで確認をさせていただいたんですが、これもまず一つはお聞きしてみたいのが、このたび4月から安芸高田市まちづくり支援員というものが位置づけされております。この方の動きといたしまして、位置づけですね。そうしたものはどうなってるんでしょうか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。この4月から新しくまちづくり支援員制度というのを対応させていただいております。そういった中、まちづくり支援員は市からの委嘱を受け、市職員とともに連携しながら振興会の連絡協議会そういったものの運営等の補助を行う。さらには集落点検の実施、さらには住民と市との間で話し合いを促進するなど、そういった市職員、集落住民とともに元気なまちづくりを推進していくことを主たる事業として展開していただくということで、この4月から対応をいただいておりますというものでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この方々につきましては各町へ1名ずつ、また費用的にはどうした形で捻出されておるか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

また活動日数ですね、この辺をどういうふうな形で具体的にこういうことを仕事していただいておりますよというのがあれば教えていただけたらと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 このまちづくり支援員制度につきましては、平成23年度の予算のときにも少し説明はさせていただきましたが、各町にひとりずつということで支援員を配置ということで対応を想定しておるわけです。ただ、現在のところ6町のうち高宮町ではまず支援員は決まってないという状況が

あるということはひとつ御理解をいただきたいと思います。

支援員の報酬的なものですが、月10日、1日7,000円の報酬をもとに地域との連携、または地域のいろんな事業または決算、そういったものの補助をしていくとか、または地域に出て地域住民との触れ合い、そういった中で対応するという業務を行っていただいているという状況です。活動等につきましては、各まちづくり支援課及び各支所の総合窓口課と連携をとる中でその中の活動を把握しその対応を行っているというものでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この方々が支所に来られて勤務されるということで確認させてもらってよろしいんですかね。また言うのが、条例条例と言っちゃいけないのですが、今のまちづくり支援センターというものが管理条例の中にあがってるわけですね。今ここに上がっているところで、実質このセンターというものが位置づけはどうか、ちょっとその辺を確認を含めてそういう方々が大体週に、ひと月になるのかなと思いますが、どれぐらいおいでいただくのか、その辺がわかればちょっと教えていただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほどもまず支援員の配置場所でございますが、吉田振興会の支援員としましては、まちづくり支援課のほうに来て対応しております。他の町の支援員につきましては、各支所の総合窓口課の中に一応の配置ということで任務を行うと。ただそういった中、事務的な補助及び地域との連携ということの任務を対応させていただいていくので御理解をいただきたいと思います。

もう1点の御質問にありましたまちづくり支援センターの設管条例ということで、クリスタルアージョのところを想定した支援センターの設置という設管条例を、これが平成19年10月21日に条例化をしているところでございますが、現在機構等また職場の配置等の考え方の中で現在第2庁舎の2階のまちづくり支援課の中に基本的なまちづくり支援センターとしての機能は配置するというので、現在対応しておるところでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 今の支援員のことにつきましては確認をさせていただいて、アドバイザー、コーディネーターということで位置づけだということになります。この辺がただ配置しても地域の方々に把握されていないということがあっちゃいけないので、この辺も情報の公開と、先ほどから申しますように、その辺も市民と一緒にやるんだということも含めてホームページ上でもよろしゅうございますので、どなたがいつ就かれたかとい



うのは情報を早く提供していただきたいと考えます。

またこの推薦、選出の方法もあろうかと思いますが、これはやっていく中でいろいろと地域からのお考え等もありましようから、この辺はまた動きとかを確認させていただきながら、またその辺も含めて次回にさせていたどうかと考えます。

今のまちづくり支援員で、それとあと今のまちづくり委員会ですね。同じく地域振興会32の振興組織の中からまちづくり委員さんがお入りいただきまして、いろいろと審議会にもお入りいただいております。そこら辺の考え方というものがやはりこの振興組織の中からはただ出て、そこで今の行政がやる施策の計画も含めて、振興会から出た方がすぐに審議会に入ってすぐ決めるよというものもどうなんかなと少し私は考えますが、そこら辺の委員会条例もありますからあれですが、その辺につきましては、どうお考えでしょうか。市長さん、これまちづくり委員会。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今まちづくり委員会につきましては、便宜上振興会の方々に役員の方々になってもらっておることをごさいます。別にいい仕法があったらまた検討していきたいと思っております。要は市民の方々の意見をちゃんと把握して私のほうへ答申をされますので、いい答申がおりるような仕組みづくりにしていきたいと思っております。

このことにつきましては我々も振興会に協力してもらう方が選ぶのに楽というかということもありますので、そういう形をとっていきたく。場合によっては議員の方々にも入ってもらってもいいんじゃないかと今思っております。これは検討をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 検討をしていくということをごさいました。確かに、まちづくり委員会の入られておる方というのが、代表者の方だけであとおられない。昨日同僚からありましたNPO法人、こうした8団体今あると昨日もお話をされました。そうしたところからもですね、やはり入っていただいて、やはりいろんな多方面からの方々が入られて、やはり市の行政をつかさどるところとか審議されるようなところは、そうしたところをしっかりと十分審議をしていただいて、そういう市民が納得のいく形で事業展開をしていただければと考えます。

次の質問に移らせていただきます。続きまして大枠2点目の選挙の開票時間というところに入らせていただきます。

御承知のように市長選挙が来年の4月、今の市議会議員選挙も11月と。今通常でいきますとそういう予定になっておりますが、御承知のように平成21年8月30日執行の衆議院議員選挙から安芸高田市も54投票区から33投票区へ再編されまして、開票時間も短縮されつつあるかなと認識し

ております。選挙の内容にもよりますが、今後これまで以上の開票時間短縮に向けて、市長のお考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 選挙の開票時間についての御質問、「短縮に向けての考えがあるか」との御質問でございます。

選挙の開票時間を短縮することについては、結果を早くお知らせすることと、人件費を中心とする経費の節減につながるもので、選挙事務に求められる重要な要件として各自治体とも、さまざまな工夫を凝らし、これに努力しているところであります。安芸高田市といたしましても、先進の事例を参考にすると同時に、過去の開票事務を検証しながら取り組んだ結果、市議会議員選挙では1時間30分、衆議院議員選挙では42分、県知事選挙では19分と、それぞれの選挙において短縮の成果をあげたところでございます。

一方、開票事務には正確であることと、公正であることが同時に求められております。このことも極めて重要なことと考えます。いずれにいたしましても、今後とも研さんと検証を重ねながら、また、他の自治体のすぐれたところは取り入れながら、より早くそして正確かつ公正な開票事務に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 この点につきましては、決算の報告等も含めまして所要時間やはり短縮化されておるといのは確認しております。しかしまだ1時間、この前の広島県知事選挙で1時間15分所要時間かかっている。またその平成21年8月30日の時点では3時間50分、これは衆議院議員選挙ということで。それも時間的なものもできれば先ほど同僚からありました、いろいろなそういう福祉関係での点字等の投票も含めてですね、いろいろな時間がかかるのはかかってこようかなと考えますが、やはりそうしたところ。また市のほうとしてはやはり職員の削減の中で大変な御苦労があるかと考えますが、やはりそうしたところを含めてこういうことが近づいてきますと、やはり皆さんそうしたところに目が向いていくんじゃないかなと。

ちなみにこれは三次市のほうで以前議員さんが質問の中で言われていたことですが、市長選挙、これは古い話ですが東京都の府中市ここが今までかつて33分と、市長選挙ですね、開票時間やられておると。また多摩市では平成18年4月に市長選挙で46分ということで御質問されておりました。まだまだこれから先をどうされるかということで質問されておりましたが、市長さんとしては大体の、それが内容にもよろうかと思っておりますが、選挙の内容にもよろうかと思っておりますが、その辺の具体的な目安等はお持ちですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この選挙につきましては、100メートル競走ではないので短くするということが、市が得策ではないと思います。正確にやっばし市民の方々に不安を与えないようにしっかりとそれをしていかないといけないと思っております。またいろんな田舎ですから、選挙に来られる方々とか投票所を減らすとかの周知をしてから時間を切ってもたらもう短くなりますけど、それでは心もとないというのも、こまい町ですから市民の納得いく形の短縮であってほしいと思っておりますので。ここで30分にするとかそういうことは申し上げられないと思いますけど、これからも行政改革の意味から、できるだけ短縮に努めていきたいということはお約束したいと思っております。ただこれは正確さをということがございますので、チェックをかけないと早く終わるわけですね、一回で終わってから。ただ終わった結果、場合によっては、ちょっとどこいったんじやろうかということでは困るので、こういうことも御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前重昌敬君。

○前重議員 正確性も必要でございます。言うてのとおりでございます。

ただどうしても人件費、費用等との形も見えてきますので、これからそういう決算の内容を見ましても、やはりその選挙によって昨年いろいろと形がですね、やはり削減がされてきておる形には見えます、ということで次の質問に移ります。

県内では広島市安芸区、ここは平成15年2月でしたか、電子投票を実施されておられましたが、2年で財政難を理由に廃止をされておられます。岡山県新見市では2002年6月に全国で初めて電子投票を実施されて、現在も電子投票条例というものを制定され実施しておられます。そこで先ほどから質問の中で答弁いただいておりますように時間の短縮ということも踏まえまして、そういう電子投票導入のお考えが市長さんにあるかどうか、お伺いするものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 選挙の開票について、電子投票導入の考えがあるかという御質問でございます。

電子投票につきましては、「開票事務の迅速化」「効率化」「無効投票の減少」「投票方法のバリアフリー化」といった効果は実証されていると聞きますが、一方では、国政選挙での実施が認められていないことや電子投票機器の借り上げ費用が高額であることから、地方公共団体の財政負担が大きいなど、導入に向けてのハードルは高いことが実態でございます。

まずは国政選挙に導入されることと、地方自治体の財政負担が軽減さ

れるための措置、さらには導入の有効性が広く国民に理解され、コンセンサスが得られることが重要であると考えております。

従いましてしばらくは、国・県や他の自治体の動向を見る中で、具体的な導入については課題として受けとめておきますので御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
前重昌敬君。

○前重議員 他の自治体との関係もあるということも言われました中で、これ多分執行部さんのほうも御存じであると思いますが、電子投票の購入費用等をですね。新見市さんのほうでは、当初予算を1億4,600万円ぐらい予算化されておって、実際落札しましたのは250万円という形が残ってるというのがホームページ上で、ちょっと調べた中ではございました。そうしたところも含めまして、今実質この前認定おりましたように、広島県知事選挙では2,177万4,000円の決算報告が出ております。そこら辺も含めてやはりできるところは情報入手いただいて、そういう流れを市長さんいつも言われるように、一番でやらないといけんということをおられますので、その辺も含めて今後そういう自治体との関係も踏まえてということも言っておられますが、再度そうしたところにつきましてどうなんでしょう、市長。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 こういう貴重な御提案をしていただきましたので、このことにつきましては実態をよく把握しながら、経費の面、長所短所を把握しながら次の展開を取り入れていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
前重昌敬君。

○前重議員 一応、以上大枠2点の項目が終わりましたので、以上で私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で前重昌敬君の質問を終わります。  
この際11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時12分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので発言を許します。  
12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 12番、政友会の秋田です。質問の前に未曾有の巨大地震と津波、そして原発事故が大きな不安の影を全国にもたらせました。東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、多くの試練

の中ひたむきに復興に御尽力されている被災地の皆様に心から敬意を下げさせていただきます。

通告書に基づきまして大枠4点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。安芸高田市防災計画についてでございます。昨日同僚議員から防災対策、防災基本計画についてという質問もございました。私のほうは今回この安芸高田市防災計画の内容を中心に質問させていただきますと思います。

通告内容は通告書質問事項で流しておりますが、この件につきまして、先般新聞報道により安芸高田市防災会議において安芸高田市地域防災計画の修正点を協議し、数項目確認したと報道がありました。通告いたしておりますので、まず見直しはあるのか、また計画の内容、また周知決定について順次お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えいたします。安芸高田市地域防災計画の見直し、また計画の主な内容についての周知についての御質問でございます。

先ほど山本議員の御質問にもお答えしましたが、安芸高田市地域防災計画につきましては、毎年、県の防災計画の見直しに合わせて、市の防災計画も見直しを行っているところでございます。

また市の防災計画につきましては、毎年、安芸高田市防災会議により、現状や見直し箇所について審議していただき、承認を得ることで、今年の防災計画及び防災体制が決定をするところでございます。周知方法として、職員には庁内LANを利用した閲覧、また、市ホームページへの掲載を行っておるところでございます。詳細につきまして少し詳しい話を担当部長のほうからさせていただきますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 それでは先般行われました安芸高田市地域防災計画の見直しの内容について御説明をいたします。

大きな改正点が4点あったということでございます。1点目につきましては、4月1日からの本市の組織機構の変更によります担当部署など見直しを行ったという内容でございます。2点目が、今回の東日本大震災でいわゆる幹線道路が遮断されたという結果を受けまして、道路管理者による緊急輸送道路の選定並びに緊急輸送道路の改良、橋梁耐震強化、のり面対策等の計画的な推進を道路管理者が行うように追記いたしております。3点目でございますが、これまで気象庁が注意報を発令いたしておりましたが、再々大雨の注意報が出るということでこの基準が見直されております。いわゆる時間雨量と土壌雨量指数基準値というものがございまして、この基準値と申しますのは降り続く雨の量、時間を数

値化によりまして表わしたもので、この数値があげられたというものでございます。言いかえますと注意報が発令される基準が昔の警報発令基準くらいで発令されるようになったということになります。本年6月1日からでございます。この内容に伴いまして警戒態勢を注意報が発令される見込みがあるときも注意態勢をとるところといったように改めております。最後に4点目ですが、主に避難場所の見直しを行っております。吉田町のふれあいセンターいきいきの里から中央保健センターに変更。また可愛振興センター新設に伴う追加を行っておるところでございます。

内容の主立ったところは以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今部長さんのほうから見直しの部分について4点の報告を受けました。この点について2点ほどさらに詳しく質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目としての今回修正案として協議された緊急輸送道路の改良、それから橋梁耐震補強、のり面対策等の計画的な推進についてお伺いするものですが、現在の改良、補強対策部分についてはその箇所を把握されていて、このことについて年次的な中長期的な理由というような計画を作成されて取り組まれるのか、またその財源については追加予算的なものなのか、また別枠の予算があるものなのか等についてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 道路につきましては道路管理者の区分によりまして、国が管理するもの、広島県が管理するもの、あるいは市が管理するものとわかれてございます。このたびの改正は各道路管理者の努力規定を設けたものでございまして、この地域防災計画の見直しをもとに各道路管理者がこれから検討を行っていくという内容でございます。当然、財源につきましてもこれからの検討になるというものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今後の検討だというふうに理解いたします。

1点細かいことになるかとは思いますが、お伺いしたいと思うんですが、災害はいつ来るかわかりません。緊急性を要する点から早急な取り組みは望むものですが、のり面対策について地域によっては有害鳥獣によるのり面損傷が年々増加しておったりしております。緊急輸送道路の位置づけであれば対策は可能というふうに考えてよろしいのか、全く別格なんでそうはいかないということになるのか、細かい質問ですがお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの防災計画を踏まえて、こういう課題については早調査をしてどういうほうに当てはまるかということは整理していきたいと思っております。先ほど説明しましたが、今回の東日本の震災を契機にさらなる見直しというのは、避難場所を含めたそういう見直しは行っていきたいと思っております。通常の崩壊箇所とこのたび緊急用どうしても必要な崩壊箇所であれば、事業の優先度が高まるのではないかと考えておりますので、御理解をしていただければと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 続きまして今の修正箇所の部分についてももう少し関連したことがあるので質問させていただきたいと思っております。今の部分は災害予防計画の輸送計画の中でのこととございます。この文言につきましては、市はあらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画、調達計画により車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員、物資等の輸送手段を確保するというふうにその文言はなっているんですが、これも新聞報道なんですけど、災害対応型のガソリンスタンドと市が緊急車両用の燃料確保、被災者支援などについて協定を結んだと。また関連費用については市が負担するとありましたが、このことは先ほどの文言を受けた協定ととらえてよろしいのかお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大きく言えばその踏まえたことだと解釈していただいて結構ですけど、実は防災会議というのは後からやっていますので、重要なこととございますので、体系的にこのたびの東日本の大震災を踏まえた対策の一つだと思ってもらいたいと思っております。我々が想定する被害につきましても、今後予想されないようなこともある程度想定をしていかないといけないので、抜本的な避難地とかこういう道路とか、調達の燃料とかこういう検討はこれからしていけないといけないと思っておりますので、御理解をしてももらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今市長さんの答弁では防災会議の前に取り組んだということで、そのことと、それから私もこの有事に備えたこの協定については大いに賛同するものですが、先ほど今後検討ということも市長さんおっしゃいましたけども、もちろん災害対応型という条件等が関係してくるんだとかというふうにも思うんですが。この部分も含めて今後市内のまだほかにもそういうガソリンスタンドがあるんですが、そういったところは今後どのように取り組まれていくのか再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびオキタ石油さんの協力によりそういう協定しましたんですけど、他にもこういう事業所があれば積極的に協定していきたいとします。ガソリンスタンドに限らず、物資面とか総合的にこういう行政のほうでこれらの緊急時に役立つと思えば、こういう協定は積極的にやっていきたいとしますので、御理解をしていただきたいとします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
秋田雅朝君。

○秋田議員 それでは次に、安芸高田市地域防災計画の周知徹底について細かく伺いをいたしたいというふうに思います。

まずこの計画は市民の身体、財産を災害から保護し、地域の保全を図るため本市の防災に関し防災上重要な施設の管理者が対処すべき事務の大綱を定め、住民の役割を明確にし、災害に対する予防、応急対策、復旧について基本対策を定め、防災行政の整備の推進を図ることを目的としているとなっております。またこの防災計画の周知徹底については住民への周知はもちろん、関係機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者への周知徹底を図り、災害対策基本法第42条の規定により公表するというふうに文言となっております。

計画の災害予防計画ではハザードマップ、避難計画を作成され、市民への周知として作成物を配布、あるいはホームページへの掲載、その他必要な措置を講じ住民等へ周知するものとしておられますが、災害応急対策計画、あるいは災害復旧計画については市民への周知については掲げてないように思います。このことについては市民への周知徹底は必要ないのかどうかそのところをまずお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま御質問がありました防災計画の周知につきましては、今回の東日本大震災によりましてこの市民への徹底が大きな要素となっておりますので、今後とも広報、またその他の方法を通じて徹底した周知をしていきたいとしますので御理解を賜りたいとします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
秋田雅朝君。

○秋田議員 広報と周知の徹底ということでございましたけれども、ここでちょっと私の意見として申し述べさせていただければ、この地域防災計画の周知については防災会議委員様関係者にはできているかとは思いますが、計画を共有しなくてはならない市民の皆様については周知徹底が肝心だとは言えないというふうに私は思います。

周知徹底を図ることを考えるときに、本市のいろんな計画書がございますけれども、策定される概要版的なものを策定して取り組まれる必要があるのではないかとするんですが、見解を伺います。さらにあわせて地域防災計画に掲示してあります安芸高田市の災害履歴によれば、台風あるいは梅雨による集中豪雨、豪雪、林野火災、台風の被害が主なものだ



というふうに報告されていますが、この点も踏まえてダイジェスト版策定を、ここらあたりを中心としたダイジェスト版策定を考えられてはどうかということを提案したいのですが、見解をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民への周知の方法でございますけど、御承知のように防災計画と申しますとそれは膨大な資料でございます。これを全部読めと言われたらほとんどの市民がなかなか難しいような気がしますので、ダイジェスト版、今危機管理のほうに指示していますのはパターン化をしようじゃないかと言ってます。安芸高田市の防災、災害を5つか6つのパターン、頻度の高いものを決めまして、そのパターンが来たときにはどこどこへ連絡して、こういうことをしないといけないと、皆さんとはこういうことが該当しますよというようなわかりやすいものをちょっと考えております。このことを今もう指示してますので、近い時期には皆さんのほうにはお示しできると思っておりますけど、こういうパターン化によって周知徹底を図っていかうというのが一つの手法でございます。

それからまた過去の履歴とかがどういうことがあったかというのは、やっぱりいろんな防災フェアとかそういうことを通じて、やっぱりパネル表示とか、また広報を通じて市民の方にも周知していきたいとかように思っております。

今度河川、江の川のフェアを行いますけども、その時にもパネルによって周知をしていきたいと思っております。このお祭りは川が非常にきれいになったということとか、川の役割とかそういう防災的なものもしっかり市民の方々に理解してもらうことでございますので、議員御指摘の広報活動の一環になるのではないかと思っております。

もう一度言いますけれども当日は幼稚園とか小学校とか子どもたちにもそういう教育をしっかりして、川の大切さとか環境の大事さを認識していただきたいとかように思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいまの件につきましては計画をされているということなので、どうか一つよろしく願いいたします。

この第1点目の項目の最後といたしまして、ちょっと私の意見を言わせていただきたいと思えます。

今回、安芸高田市地域防災計画について質問をさせていただいたわけでございますが、この計画が本市の防災戦略の基本となっておりますし、行政の役割として市民の生命・財産を守るという観点からこの計画を行政と市民が共通認識し、防災政策について限られた財源、人材を有効活用し、やるべきこと、やらなくて済むことを峻別し、防災対策の優先順位等を明確にしながら有事に備える必要があると私は感じています。そ

うしたことからこの質問をさせていただきましたが、この計画のもとに市民が安心安全で暮らしていくことができるよう、行政市民が連携されていくような取り組みを強く望むのですが、市長さんのその部分の見解をお伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

貴重な御提言ありがとうございます。私も同感でございます。この我々が決めた防災計画を市民の方と共有することが大事だと思います。平素から申し上げておりますけれども、やっぱり市民の方にできることはしてもらおうと。行政のできることはしておと。いわゆる自助・共助・公助の精神でしっかりこれを理解してもらったら、立派なこの防災計画ができるんじゃないかと思います。そのためにはやっていることをわかりやすく皆さんに伝達をしていくというのも一つの手かだと思います。自助・共助・公助、この精神を市民の方と共有しながら立派な防災のまちをつかっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員

次の質問に入らせていただきます。危機管理体制の充実についてということでございます。

危機管理体制の充実には災害時の明確な情報提供であったり、市民と行政の役割分担の明確であったり、そういったことを市民にわかりやすく説明を行うなど協力体制の確立が重要課題だというふうに周知されていると思います。そのためにどのような対処、取り組みを市長さんとしてなされるのか、お伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

危機管理体制の充実についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、災害時における明確な情報提供や市民と行政の役割分担については、大変重要な課題だと認識しております。災害時における活動をより効率的かつ有効的に行うには、行政だけでは不十分で、やはり地域の協力が必要不可欠と考えております。有事の際には、状況により自主避難をしていただくなど、防災意識を高めていただくために、要請があれば地域に出向き説明をさせていただいているところでございます。このことを解決するため、市の体制整備の充実を図るとともに、地域の方々に、自主防災組織の設置を強くお願いをしているところであります。

組織としては、市内全域を網羅した32の地域振興会があり、組織率100%となっており、それぞれが、独自の防災活動をされております。この活動をより強くするため、改めて組織の整備や連絡体制を確立させていただくため、現在59の自主防災組織が結成され、全体の約7割となっております。早急にこの組織率を100%となるよう努力して体制が整う

よう努力していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいまの質問に対しては、災害時の明確な情報提供であったり、市民と行政の役割分担の明確化については重要課題だと認識しているという答弁だったと思います。またいろんな意味で自主防災組織による取り組みも話をされたと思います。そうした中で私なりにちょっと思っている点を何点か質問させていただきたいと思います。

まず、昨日も同僚議員からもございましたけど、災害発生時の情報伝達体制の強化。いわゆる私が質問しているのは災害時の明確な情報提供についてということで重複するかもわかりませんが、まずこの部分を明確にしなければいけないのではないかと思う中で、災害時の明確な情報提供には豪雨時など大被害の恐れが出たり、特に避難勧告発令の場合などはいち早く市民に情報伝達が必要であり、その方法が重要課題だというふうに認識いたします。今回の東日本大震災も含め、全国的な過去の例においても被災者の多くが高齢者など災害情報の聴取や避難行動の面でハンディーを持つ災害時要援護者であったことも報告されております。こうしたことを踏まえて、情報伝達方法の確実性については検討しておく必要があると思います。

本市においては有線放送、防災無線での対応が図られておりますが、さらなる対策が必要ではないかと思うとき、昨日同僚議員も申しおりました携帯メール等の活用もございましたので、市長さんも検討という答弁だったと思います。さらには全国的に、かなり昔の話にはなるかもわかりませんが、防災用の携帯ラジオ等、市民に有償配布したりしてその要援護者が使用できるなどの取り組みをされた例もあるし、携帯メール等はソフトでいろんな機能があり、受信メールを読み上げるような機能があるというようなものもあると伺っておりますので、そういった部分では視覚障害者の方などはそういったものを聞くことができるし、また聴覚障害者にとってはメール等で読み上げることができると思いますので、昨日の質問に重複するかもわかりませんが、この情報提供についての取り組みについて再度市長さんの見解をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 災害時における情報提供の充実、非常に大切な課題であると思います。有線とか無線とかございますけど、それに加えて昨日も御質問ございましたけど、携帯メール。きょうさらにラジオとか、こういう手法についてはこれからもできるものはちゃんと加えていきたいと思います。それと同時に先ほどから申し上げておりますけども、自主防災組織。地域の方に例えば、連絡すると異常が末端まで浸透するという仕組みづくりもこれからもつくっていききたいとかように思っております。そのためには

自主防災組織を一日も早く立ち上げて、こういう役割を担っていただきたいとかように思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
秋田雅朝君の質問中ではありますが、この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
なお、前重議員より昼から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

それでは午前中に引き続き一般質問の通告を許します。

秋田雅朝君。

- 秋田議員 午前中に引き続き、もう少しお時間をいただきたいと思います。  
午前中に質問をさせていただいてました危機管理体制の充実についてという中で、市民と行政の役割分担の明確化ということについて質問させていただきたいと思います。

私は災害時、要援護者対策の充実を図ることが必要だというふうに考えますが、市民の役割については災害時本人や家族が自分の命は自分で守るという自助力を高めること。情報要援護者、外国人も含め、行動要援護者など災害時、要援護者を近隣の人たちが協力して避難させる体制の確立など地域の人が協力して自分の住む地域を災害から守る共助力を高める必要があると思います。

自助については本市では自主防災組織設立啓発、組織率68・1%。また各防災訓練に意欲的に取り組まれており、成果を上げられているというふうに思っております。

共助について高齢者、障がい者などの方、災害時要援護者の充実を図ることが行政の役割の一つと考えますが、市長さんの見解を伺います。

- 藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議員御指摘のように、この災害はいつやってくるかわからんというような状況でございます。これは行政の持ち分だとか住民の方の持ち分だとか、分担的にはそういうふうにできますけど、実際は非常に災害が来ると混雑したような状況がございます。

一般の東日本大震災でもそうですけど、阪神大震災も実際一番役立ったのは地元の助け合いだということを聞いております。我々もできることはしますけど、いかなる例えば、市役所はそういう機能が持たんことでもあります。いろいろなことを想定して今のことを、役割分担をお互いに明確にしておきたいとかように思っております。

今までも概念的にやっていますが、今回の震災を契機にちょっとは具

体的な役割分担については研究していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

今非常に市民の方の防災意識がちょっと高揚してしまっていて、こういうことについては非常に話し合いにも熱心にのっていただけるものと思っておりますので、これを契機にしっかりとした防災体制を確立したいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 いろいろとこれを契機に市長さんもいろんな検討をされていくという答弁をいただきましたけども、もう1点ほど私の提案として質問させていただきたいと思います。

今の要援護者対策として取り組まれているかもわかりませんが、要援護者台帳整備。いろんな意味で難しい部分があるとは思いますが、この整備を図られてはどうかということでございます。

要援護者対策の課題として、情報の把握、共有があると思います。本市では各消防団が個人的な情報は把握されているとは思いますが、行政における要援護者名簿等の登録では、本人が希望するものを募る手あげ方式っていうんですかね。要援護者を対象とした個人情報開示の同意確認をする同意方式等があるように伺っております。ですが、このことには情報の問題ですから課題があるという中で、要援護者情報の漏れを防ぐために行政の福祉部門が保有しているというふうに私は伺っておりますが、要援護者情報を防災部門も共有する共有情報方式というのを活用して支援システムの構築のための台帳整備をされたらどうかという提案でございまして、展開を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要援護者対策でございまして、既に取り組んでおるところでございます。本市の自主防災組織につきましては、組織的には32の自治振興組織があるわけで100%でございますが、市長が述べておられるようにそれよりまだ進んだ、いわゆる連絡網の整備をして安否確認を行おうと。それに加えて、要援護者対策をやっているということで先ほど御質問にございましたように、いわゆる同意方式によりまして個人情報の開示を行っていただきこれを自主防災組織、関係する機関で共有していきこうと、こういった取り組みを進めておるところでございます。

今度要援護者につきましては、こういった取り組みが非常に大切になってきますので、積極的に推進していきたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 取り組まれているということで、私の認識不足でございました。しっかりと活用でいろんな取り組みをしていただきたいと思います。こ

の質問項目の最後といたしまして、危機管理体制の充実には高齢者であったり、障がい者であったり、幼児であったり、外国人などに対する防災対策が重要であると。さらに危機管理と防災活動には市民の協力が必要であると。市長さんがいつもおっしゃっておりますが、この必要があり、コミュニティー活動や学校教育を通じて防災知識の普及と防護意識の高揚を図ることを行政の重要課題として取り組んでいただきたいということでこの質問をさせていただきましたが、最後にこのことについて市長さんの見解を伺います。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

これまでも危機管理についてはやってきたんですけど、今回の東日本大震災を契機にさらなる啓発を深めてまいりたいと思っております。

特に子どもたち予算に対する防災啓発とか、子どもたちも今度防災フェアというのをやりますけど、消防車にはこれとか、こういうことをしっかりと教育委員会にお願いして教育の発展にも努めていきたいと。市民の方々にも今まで以上に広報を通じて防災の必要性というものをしっかり認識をしてもらいたいと。

それから先ほどから出てますけど、役割分担というものをしっかり認識をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員

次の質問に入らせていただきます。防災教育の取り組みについてということでございます。

東日本大震災後、全国的に防災意識にどう取り組むべきかが課題となっていると。本市においても重要課題というふうに私も考えておりますけども、市内各学校においては防災学習についてどのように取り組まれ、また今後の防災教育の展開についてはどのように考えられているか、順次質問をさせていただきたいと思っております。答弁を求めます。

○藤井議長

答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

防災教育の取り組みにつきましての御質問ですが、各学校では、それぞれが策定をいたしました危機管理マニュアルにより、意図的・計画的に、安全教育に取り組んでおりるところであります。その中で、風水害、不審者、火災、地震発生に対しては、警察や消防の関係機関等、専門家の指導を受けながら、それぞれの場面を想定した避難訓練を実施し、実際の場面での対応について学ぶ場を設けておるところであります。

今後の展開でございますが、学校における安全教育の目的は、幼児・児童・生徒及び教職員の生命や心身の安全を確保することにあります。そのために、平常時からの安全な環境を整備するとともに、敏感に危険を察知し、事件・事故を未然に防ぐための「事前の危機管理」。2番目に、発生時の迅速な判断・対処により、被害を最小限に抑えるための

「発生時の危機管理」。3つ目が、心のケアや再発防止を図る「事後の危機管理」。この3つの段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面からの取り組みを充実させるよう、危機管理マニュアル及び安全教育指導計画の見直しを図るよう指導しており、さらに市の防災計画も出たことによりまして、より一層その中身について指導し検討を加えるように指導しておるところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 防災学習の取り組みについては各学校ごとで危機管理マニュアル、あるいは防災訓練等を含めて地域の皆様も含めた取り組みをなされているというような答弁があったと思います。

また展開については3つの危機管理対策について取り組むという答弁をいただいたと思いますが、私の思いも含めて再度質問させてもらいたいんですが、これある専門誌で読んだことで恐縮なんですが、この防災学習の要点としては子どもひとりひとりが災害から命を守ることへの関心、態度をはぐくみ集団で活動する力を培うことが一つと。それから2点目として、災害に対して正しい知識、判断、必要な技能を身につけながら行動する力を培うことと。それから3つ目として、災害に対して適時に生きる力を発揮できるよう避難訓練で応用を図りながらみずからの生活、適用する力を培うということが載っておりました。私もこの要点について賛成というか理解を示すんですが、子どもたちが成長し大人になった時この地域で生まれ育ってもこの教育を受けながらどこかほかの地域に行ったとしても、きっとこの学習をしたことがいかされてくるんだというふうに思います。そのことが防災学習の基本だというふうに考えたときに、先ほどいろんなマニュアル的な取り組みも答弁いただきましたけれど、こういった学習内容について教育長さんはどのように取り組みなされるか、見解等を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 なかなか要点をつかれた御質問が出たと思っておりますが、本日の質問にも新聞にも出ておりましたけれども、市内での不審者が先般逮捕されたということが出ておりました。安芸高田市として一番心配しておりますのは東日本大震災ということで、いつ地震が起こるかわかりません。これは日本全国共通だろうと思っておりますが、安芸高田市の場合には自然が豊かであるという面は非常にいいわけでありませうけれども、逆に人が、子どもたちが行き帰りに出会うことが少ないというようなことから不審者について一番心配をしておるんですよ。それで「いかのおすし」というのがあります。大阪教育大学附属池田小学校の事件が平成13年に起きております。それから平成17年11月には広島市立矢野西小学校へやはり不審者による悲惨な事件が起きております。それから地域の人の力を借りながら保護者の人の力を借りながら、みんなで子どもの命を

守っていこうということの動きをしておるわけでありましてけれども、具体的に指導ができるかということになりますと、教員ではなかなかそれが行き届かないところがありますので、先ほど御説明させていただきましたように警察の力とか、消防署の力を借りながらその対策を考えておるところであります、ひとりひとりの命を守ってその関心や態度を培うと、これが一番でありまして、中でも先ほど言いました「いかのおすし」。

もう一つは、駐在所の駐在さんが学校へ来て指導される中で、車を見たら車の色と下4けたの番号をちょっとでも覚えておきなさいというような指導を具体的にしてもらっておるわけです。それが今回の成果にもつながったと私はとらえておるわけでありまして、教員だけの力ではなしにそれぞれの専門的な力を持っておられる人の力も借りながら、ひとりひとりの子どもが自分で自分の命を守る、そして生活が将来にわたってできるような行動力をつけるように努めておるということでございます。十分なお答えになってないかとも思いますけれども、具体的に取り組んでおる内容について御説明をさせていただきました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 取り組みについて再度質問させていただきましたけれども、この項目の最後の質問といたしまして、この防災教育の取り組みについては重要なことは先ほど話をさせていただきましたが、防災教育は知識を与えるのではなく、市政を与える教育というふうに思われます。そして災害状況下で最善の避難行動を主体的に判断する子どもを育てることが大切であるんだというふうに私は考えております。

教育委員会としては各学校長を中心として学校との連携の下に、子どもたちをいろいろな被害、災害から身を守り、そのための平素の十分な対応、取り組みを強く望むものでございますが、先ほど教育長さんの答弁の中にごさいました不審者対策ですね。この部分もあわせて子どもたちをいろんな被害から守るということをつけ加えさせていただきました、きょうの新聞報道にもありましたその女子児童の略取未遂事件ですか、この件について少し教育長さんが触れられましたけど、これは教育委員会として各学校長にメールで注意の徹底を図るように指示されたともありました。このことは私は大変重くとらまえる必要があるというふうに考えますが、子どもたちの安全安心を図るための市民への周知徹底、それから市民の皆さんの協力を得るための対応、対策などは教育委員会だけの問題としてではなく取り組む必要があるというふうに私も思います。そうした観点から再度教育長さんの見解と、また今言ったように教育委員会だけの問題ではないとしたら市長さんの見解も合わせて伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。



○佐藤教育長 先ほど具体的な例でございますけれども、私が毎日持ち歩いております携帯には消防署からの大雨注意報、警報等も常に入ることになっておりますし、安芸高田警察署からのいろんな不審者情報も入ることになっております。市としては危機管理室というのが設けられまして、教育委員会としては子どもの命を守るという意味では非常に助かっておりますし、連携するのに警察におられた方もそこにおられるということで、我々が知らない情報等についてもいろんな角度からの対応策を教えてくださいということでは教育委員会はこれまでに大きな事故もなしに防げてきたというのは市全体としてのそういう動きがあったからできたんだろうと思いますし、情報の収集としかも校長会を常に開いて動くということはできませんので、今の時代にメール等で緊急に指示をしたり、あるいは指導したり、その積み重ねをしながら学校間の連携、幼稚園を含めてすべての子どもたちの安全安心な生活ができるように努めておるといふ状況でございますし、今後ともそのことにつきましてはひとりの子どもの命も失うと、あるいはけがをすることがないように万全を期して努力してまいりたいとこのように思います。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 学校教育における防災教育の取り組みでございますけど、子どもたちは地域と非常にかかわっておりまして、一般行政とも非常にかかわりがございます。教育現場と連携をとって、より効果のあるものに努めていきたいとかように思っていますので、よろしく御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 市長さんに伺ったのは、きょう報道にもあった新聞等の不審者対策も含めた質問だったんですが、教育委員会とそういった部分でしっかり連携していただいて、ほんとに重く受けとめて対応する必要があるという思いの中での質問でございますので御理解いただきたいと思います。

次の質問に入ります。中学校「武道とダンスの必修化」の取り組みについてということでございます。

平成24年度から中学校において、新学習指導要領の完全実施により保健体育で武道とダンスが必修になると報道されておりますが、実施にあたっては指導者の確保、施設用具の整備、安全確保、財源確保などの課題があるとも報じられております。こういったことも踏まえて本市の状況、課題に対する取り組み、見解等を伺うものであります。

なお、文教厚生常任委員会でこのことについての報告がされたということは伺っておりますが、重複するかもわかりませんが、合わせて質問させていただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 中学校「武道とダンスの必修化」の取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、本市の状況ですが、ダンスにつきましては、今年度も全中学校が1年生あるいは2年生で学習しており、施設用具の整備、指導者の確保については、特に大きな課題は見られません。

次に、武道の必修化への対応でございますが、昨年度、平成24年度の新しい学習指導要領実施を見据え、中学校の校長会とも連携をし、武道のうちから、まず柔道を選択できる状況を整備することとしました。柔道着を各校40着から60着をそろえるとともに、学校所有の武道館や近隣のB&G体育館を確認するなど、すべての中学校で柔道の学習が可能な状態を整えたところでございます。

今年度は、市内すべての中学校において、第1学年あるいは第2学年で、武道のうちの柔道を選択履修させております。また、議員御指摘の指導者の確保についてでございますが、体育教員の指導力の向上を図るとともに、授業中の事故やケガへの対応を学ぶため、昨年度のうちに、市内の体育科全教員を広島県の主催する研修会へ参加させたところでございます。

今後は、市内には柔道の外部指導者がおられますし、また、柔道に堪能な校長もおりますので、安芸高田教育推進会中学校体育部会で講師に招聘し、教員の指導力や安全対応力の向上を図ることで、学習の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ダンスについてはいろんな課題等はないと。また柔道については安芸高田市は柔道で取り組んで、指導者のほうも課題はないというふうに伺ったと思います。

それで私の思いですが、柔道では伝統的な考え方を理解して、相手を尊重して練習が試合ができることを重視するという武道だと思います。またダンスについては、仲間とともに感じを込めてイメージをとらまえて自己表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことができる運動だと認識させております。こうしたことを踏まえて期待も含めてですが、武道とダンスの必修化というこの取り組みが生徒の健全育成に、今言った精神的な部分とか人とのつき合いであったりとか、大切な要素があると思うんですが、そういったところをしっかりと生かされていかなきゃいけないということだというふうに思うんですが、そうした中で教育長さんとしては、教育委員会として各学校との連携がありますけども、そういったことへの取り組みへの思いとか考えとかについて再度お伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 武道ということで単なる技を教えるだけではないし、心をもというこ

とだろうと受けとめております。

平成18年12月だったと思いますけれども、60年ぶりに教育基本法が改正をされました。その中の骨子の一つに日本の伝統や文化に関する教育を充実するということがあるわけでありまして、それを踏まえて来年度から本格実施になります中学校でいえば新学習指導要領が行われるようになっておりまして、その中でこれまで格技という言葉で呼ばれておりました柔道とか剣道とか相撲とかいうのが、今度武道という名称に変わりながら、ただ単に技を学ぶだけじゃなしに武道の伝統的な考え方ということもきちんと理解をさせようということが1本入ってるわけでありまして。ただ単に技を教えるということは、いつの大会でも言われますけれども、やはり心を育てるということを非常に重視しておる武道の中です。ありますから、体育の中でそれを履修するに当たりましては指導する教員もそのことについて事前に十分学習をし、そしてその技を教えたり、教科としての履修をさせるということでございますので。来年やるからことしやるというだけでは間に合いませんので、早目に安芸高田市としては武道のうちの剣道を選ぶのか、柔道を選ぶのか、それとも相撲を選ぶのかということについて校長会に検討をさせました。教育課程そのものは学校長が決めるわけでありましてけれども、柔道着を買うにしましても体育の教員が変わるたびに剣道やったり柔道をやってくれたんでは何ぼ経費があっては足りませんし、健康維持ということも考えなければなりませんので、1本に絞るということで指導をしてきたわけでありまして。校長会のほうもそのことについては十分納得をした上でこの武道については柔道を安芸高田市では取り上げながら履修していくという方法を講じております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 今教育長さんのほうの答弁をいただいた中ではやはり武道、ダンスを通じてやはり心の教育につながるような答弁であったように私は受けとめました。そうであってほしいです。いろんな意味、児童生徒の中で、例えば学校間での暴力問題等も少しずつまたふえているという報道もあったかと思えますし、残念ながら安芸高田市もそのこともあった事実がございます。そういった中で今から先、心の教育が大変必要だと思うんですが、保健体育の授業であっても武道であったりダンスで人と交わるという中で心の鍛え方というのはまた学問で学習で勉強する事とは意味が違った、本当に意味のある健全育成につながるというふうに思います。そうした中で教育長さんを中心に教育委員会、また各学校長さんを中心に学校と教育委員会としっかりと連携のもとに取り組みがなされていくことがほんとの意味で健全育成につながるというふうに考えております。

御苦勞はたくさんあろうかと思いますが、教育長さんを中心にいろんなそういった子どもの教育健全育成に対しては十分な配慮、また保護者

の力も必要になります。議会でもできることをしていくこともいるんじゃないかというふうに思いますが、そうした中でとにかく本市で育つ子どもたちの健全育成を十分な取り組みをしていただきたいというのが私の思いでございます。再度、先ほどの答弁と重複するかもわかりませんが、教育長さんのそういった意気込みを伺いまして私の最後の質問とさせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 学校と教育委員会が心を一つにして安芸高田市の子どもの将来を見据えた教育をやってもらいたいという熱い思いを語っていただき、私もそのつもりでございます。

とりわけ学校だけで今日子どもを育てるということは非常に難しい。いろんな保護者の考え方がある中で、やはり地域の皆さんの力、保護者の皆さんの力を借りながら、学校が何を考え、何をやりたいか。教育委員会が何を考え、何をやろうとしておるかということをして市民の多くの人に御理解をいただき協力をしていただいて子どもを育てていきたいとこのように思っておるところであります。

とりわけ防災教育の中で話をさせていただきましたけれども、子どもたちに対して不審者問題で、保護者の皆さんが学校の行き帰りに子どもの見守り活動をしていただいておりますということについては、安芸高田市の子どもは非常に幸せだなというように思います。毎日決まった時間に出ていただいて子どもに声をかけていただき、また夕方にはその時間に出て、また子どもに声をかけていただく。毎日の積み重ねで子どもの命を守っていただいておりますし、各学校の校長をはじめ教職員にはそういう地道な積み重ねで子どもが守られているんだということに感謝する気持ちを育ててもらいたいというように指導しております。そういうものは私は自然と子どもに育っていく。子どもはやはり地域社会全体で育てていかなければならないとこのように思っております。

議員の皆さんにおかれましても、いろいろな面で各学校で行事がありますけれども、そういうときにはおいでいただきまして子どもの姿を見て、中には課題のある子どもがおります。全部一樣な同じ色ではありませんけれども、全体としてどのように動きをしておるかというのを見ていただき、御支援をいただき御協力をいただきたいとこのようにお願いいたします。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

これをもって秋田雅朝君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員 14番、あきの会、青原敏治でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

私は土師ダム周辺の観光開発について、お伺いをしたいと思います。土師ダム周辺のサイクリングターミナルを中心に、周辺のレクリエーション施設についてお伺いをいたします。

土師ダムの八千代湖は広島市から約1時間で来られる身近な観光施設でございます。そこで本市はもとより近隣の市町から多くの来訪者が来てもらうためにも、今ある施設のリニューアルと、また新しい施設をつくる必要があると思いますが、昨日も市長の答弁の中で利用してもらい活用してもらうことが活性化につながると言われました。まさにそのとおりだというふうに思っております。

またサイクリングターミナルの改築が予定されているようですが、今後この施設をどのようにされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの青原議員の御質問にお答えをいたします。土師ダム周辺の観光開発についての御質問でございます。

土師ダム周辺のレクリエーション施設は、ダム湖を眺望する風光明媚な場所で、広島市中心部から1時間以内でのアクセスが可能であるなど、日帰りレクリエーション地としての立地条件に恵まれており、土師ダムへの観光客数は最盛期には60万人にも達しました。しかし近年は、観光ニーズの多様化、施設の老朽化等により、観光客数は非常に減少しております。このため立地に恵まれた土師ダム周辺施設については、先にも報告しておりますとおり、リニューアルや廃止を含め「健康・癒しの里」をめざした再編が必要であると考えております。一方で、ダム湖一帯及び展望広場の整備による眺望確保については、国交省へ引き続き要望してまいりたいと考えています。

次に、サイクリングターミナルについてでございますが、当該施設は、老朽化が著しくバリアフリー、耐震の観点からも利用者のニーズに対応することは困難な状況であります。さらに土師ダムのコア的観光施設という観点からも御承知のとおり、今回建てかえを行うこととしております。新設の施設は、レンタルサイクルとの連携に配慮を要することから、現在地を考えています。

また、土師ダムのコア的施設としての来訪者に幅広いサービスを提供するため、現施設の情報案内機能、飲食機能、宴会機能に加え、休息機能、特産品販売機能、研修機能を持たせたものとし、入浴機能及び宿泊機能は盛り込まないこととしております。なお現在、当該施設にかかる基本設計及び実施設計業務の準備を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今答弁を聞かせていただいたんですが、リニューアル等また新しい施設をつくるというのは市長さんも考えられているところだろうと思いま

す。3年前ぐらいから私もかなり言ってきたつもりでおるんですが、今グラウンドゴルフ等々がかなり活発にやられてる状況にあります。ロケーションとしても土師ダムはかなりいい場所じゃなかろうかなと思っております。昨年は市長さんの肝いりでコースをつくるんだということで芝も張られたような経緯があると思うんですが、途中で頓挫をしたと。その後どういうふうになってるのかということもありますので、そこらあたりの経過経緯、どうするのかと。やはりそういう施設をどんどんつくって来てもらわんと行けんのじゃないかなと思いますので、そこらあたりの考えがおありでしたら再度お答えをいただきたいというふうに思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 土師ダムのリニューアルに加えてグラウンドゴルフ場の整備の件でございますけど、通常のグラウンドゴルフ場というのではなく、大きなことを言えば、安芸高田市の営業施設としてのグラウンドゴルフ場だということで、去年の建設を見送ったところでございます。申しますのは、安芸高田市内においてそのグラウンドゴルフ人口は物すごくふえてますので、市内の方々にも楽しんでもらうということは当然でございますけど、これは集客施設として近隣の方々、特に広島市の方々に来ていただきたいと。そのためには、あそこの土師ダムに行ってみたいなというようなグラウンドゴルフ場でなければいけないと思っております。私の言い方をすれば、土師ダムを借景とした、キャディーさんのいるようなグラウンドゴルフ場と言っているわけです。キャディーいるわけではないんですけど、このようなグラウンド場いいんじゃないかということで。私もいろんな地域を回っていきまして、非常にグラウンドゴルフのレベルがアップしております。私が吉田町時代はサッカー場で芝の上でグラウンドゴルフするだけで非常に喜ばれたんですけども、今はもっともっとレベルが上がりまして、ちょっとアンジュレーションがなければだめだというようなことなので、第1打で入りよったんじゃないかということなので、そのようなだれもがあそこに行きたいというような集客を見込んだゴルフ場に建設するように、去年ちょっと一時中止をかけて、今年建設にかけたところでございますので御理解をしてもらいたいと思います。

特に安芸高田市の方にはこの中でしてもらうことはもちろんでございますけど、広島市とか近隣の市町の方にぜひあそこでやりたいというようなゴルフ場を目指していきたいと思っております。そのことの集客によっては今度の計画とかこういうものにも影響してくると思っておりますので、御期待をしてもらいたいと思っております。建設がおくれましたけどそういう事情でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員　まさに市長がおっしゃられることは私も同感でございます。ただどう言ってもいいかこれもブーム的なところが、要素がかなりありますので、一日でも早い開場というふうにしていただきたいと思っております。

近隣では千代田のマイロードですか、あそこあたりも芝生でかなりのコースをつくっておられます。それと尾道市にもあります尾道市の御調町ですか、あそこにも、あれはほんとのゴルフ場じゃないかというようなグラウンドゴルフ場があります。そういうところもしっかり視察に行かれて、早期に開場していただきたいというふうに思っております。そうすることによってやっぱり市民の方々または近隣の市町の方々が来られて、にぎわいをどんどんつくっていくということが、やはり活性化につながるのではなかろうかというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それと今そういうような新しい施設をつくることになれば、サイクリングターミナルというのはかなりの核になっていこうかというふうに思います。建てかえで宿泊施設はもうなしというような状況をちらっと言われたんですが、やはり少しでもくつろげるところがある、少人数にしても多少は宿泊ができるほうが私はいいと思うんですが、それはまあ考えていただくこととしまして。そのできた施設ですね、それをやはり今は八千代の開発公社が管理運営をされておるんですが、そこらを民活いうのも今は市長さんしっかり言われてますので、指定管理をして一切を民間の方にお任せをして、しっかり利益をあげていただいて、そのかわり税金をしっかり出してもらおうというような方法がとれるものであれば、そういうような方法も考えていただけないかというふうな思いもするんですが、そこらあたりのお考えがあれば答弁をお願いをいたします。

○藤井議長　答弁を求めます。

市長　浜田一義君。

○浜田市長　施設運営については長期的には民活もあるし、当面は今の指定管理制度とかいうのもございますし、多面的にこの状況を見ながら一番いい方法をこれから模索していきたいと思っております。ここで民活とかするということにもいきませんので、状況を見て一番いい仕法を選択していきたいと思っております。もちろん頭の中には民活を視野に入れたことも考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長　以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員　視野に入れて考えていくということなんですが、やはり民活にすることによってやっぱり雇用もうまれてこようし、先ほども言いましたように税収、いろんな面で付加価値ができるのではなかろうかと。その土師ダム、ダム湖周辺の施設等々についてもやはりそれに付加価値がついてくるのではなかろうかというふうな思いがします。やはり先ほども市長が言われたように商業地であるというふうに私も思っております。やはりそういうところで税収を1円でも多くあげて、やっぱり活性化につな

げていければというふうに思っておりますのでどうかよろしく。その意気込みがあれば再度御答弁を願いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は非常に土師ダムというところ広島市に、近いところでダムがあって、サイクルターミナルとか自転車もあって非常に条件的にはそろっているのではないかと思っております。これをちゃんと安芸高田市はもとより市から来ていただけるサービスにしていきたいと、今そういう方向で考えていきたいと思っておりますけど、過去の先輩諸氏がですね、たくさんここで挑戦して、皆先輩が悪いということではないですが、いいことになってないので、ある意味そこを慎重にやっていきたいと思っております。民活を視野に入れたいい方向づけを示していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

職員、幹部職員一丸となってこの振興に努めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 ありがとうございます。私も協力できるのであれば協力をしていきたいというふうに思っております。これもひとえにやはり安芸高田市の観光開発に欠かせない場所だろうというふうに思っております。安芸高田市の宝じゃないかというふうに思っておりますので、一つその点を含みいただいてこれからも頑張ってくださいというふうに思います。ありがとうございます。

○藤井議長 以上で青原敏治君の質問を終わります。

この際2時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時49分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 16番、あきの会、入本和男。先の通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

去る6月15日に甲田町商工会青年部の主催のゴルフ大会におきまして、青年部の人もこのたびの東北の災害に対して心遣いをしておられました。と申しますのは何かと申しますと、義援金はもちろんでございますけど、福島の特産品を購入されてそれをゴルフの景品にされておられました。

またせんだつての地元の落成式におかれましては、事業団のあきたかたのたからの事業団の商品を使われる地産地消という形も見えました。また6月18日、19日と市長さんの出席のもと、また教育長さん出席、議



長、各議員さんの出席のもとに広島国体記念第8回安芸高田市ハンドボールカップの席におかれましても、選手宣誓の中で市長さんも御存じのように、ハンドボールの選手がやはり東北の若者の心を悼み、それに誓って我々も一生懸命頑張るという選手宣誓があったとも心打たれた一説でございました。ハンドボールも長くやっておられますけど、これも安芸高田市の魅力の一つであろうかと思えます。安芸高田市の支援のもと、またハンドボール協会の協力のもとに立派な大会が今日まで続いております。今後とも市の後援並びに地元の皆様の協力のもとに魅力のある地域づくり、また活力のある若者の育成に尽力をしたいと思っております。

また来る7月6日には企業誘致の株式会社中国クボタさんの営業が開始されるということになりまして、企業誘致の成果が実り、地域の活性化が見えたところでございます。

さて質問の内容でございますが、農業支援について伺うものでございます。国の事業で農業主導型6次産業化整備事業がございます。国におきましてもまた安芸高田市においても、この6次産業は大きなウェイトがあろうかと思えます。農林水産省の通知にありますように、近年、農家等の農業所得は減少傾向にあり、これに伴い農村経済の疲弊が顕在化している。こうした中で農業・農村の将来的な発展を図るために地域農業の儉約として期待される農業法人等の形態が農業生産にとどまらず、これを起点として加工販売の分野にまで経営の多角化を進め、これから生じる新たな付加価値の農業経営に取り組むことが重要となっております。こうした取り組みは個々の経営の所得の向上に資することもより、地域における新たな雇用の創出等を通じて地域の農業者の所得向上や地域の活性化につながると期待されています。しかしながらこのような取り組みは未だ点的な存続にとどまっており、またその規模も他産業に比べて零細なものとなっております。このため農業経営の複合化、多角化を図ろうとする農業法人に対して、これに必要となる機械施設設備を国の直接支援することにより、農業経営の6次産業化を一層推進するというようになっています。既にこの整備事業に推進された方もおられます。よって国の施策というものは多少我々農家におきましてはハードルの高いところがあります。市として独自の農業支援の基金等の考えがないか、市長に伺うものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの、入本議員の御質問にお答えをいたします。農業支援についての御質問でございます。

御指摘の農業主導型6次産業化整備事業は、国が平成22年度から実施している事業であります。農業法人等、原材料の供給者としてだけでなく、加工・流通・販売などに取り組み、そこから生じる付加価値を農業経営に取り込む場合に、必要な機械や施設の整備を支援する事業であります。補助率は2分の1または3分の1となっておりますが、事業の採択要

件として、農業経営の売上高が3千万円以上増加するか、売上高が30%以上増加するかの、いずれかの高い方を目標とすることが必要となっており、本市の実態から考えますとハードルの高いものになっております。

本市におきましては、現在、地産地消の推進に取り組んでおり、農産物の生産と販路拡大に加え、農業生産から付加価値を生み出す取り組みとして、「えびす茶の生産拡大」「三矢ブランド」及び「あきたかたのたからブランド」の商品開発と販売促進など、広島北部農協や地域振興事業団等と連携をし、支援を行っているところでございます。また、新たな農産物の加工や商品化にも積極的にこれからも取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 市長さんも農業に対する深い御理解があることは我々もこのたびの予算書を見させてもらっても理解しておるところでございます。しかしながらハードルが高いというところは、市長さんも認知をされてところでございます。現在、私の友達といいますか、農業経営に携わろうとする者が今の6次産業とか農業振興の計画、また地産地消の推進計画をもった者がおります。平成23年度の予算の中にも農業後継者育成支援事業とか、それから生産、流通、加工、連携、販路の開拓事業とか、新規事業をたくさん地域営農課として予算化をされております。

ここでやはり私はこうした農業者のハードルの高いところも当然チャレンジしなくてはいけません、こうした支援事業の基金があれば、やはり身近にして市とともに農業の推進を図り、そこで雇用が発生し地域の活性化、荒廃地の問題等が薄れると思います。そういう長期の展望に立ちましてやはりJAの力もいろいろと思いますが、農業後継者育成事業におきましても市とJAが基金を増設して将来の農業者を支える若手の担い手とされております。

今後はそれに似た基金としましてやはり現在の営農法人、また担い手等がそういう身近なものを利用して、また6次産業とか現在安芸高田市も地産地消という問題の中で、その問題を解消するためにもやはりそうした応援する基金というものがあれば、また一層、一歩を踏み出す勇気が出ようかと思えます。その点について市長さん基金の創設について前向きに検討いただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 農業の振興、消費の振興は、安芸高田市にとって必要な課題でございます。議員御指摘のように、その市民の方々が事業を興しやすいような、基金の創設をという質問でございますけど、とりあえずは現在の仕法がたくさんございますので、この活用ができないかどうかということがまず第1点。これのできない場合に基金を創設すればちゃんと経営が成り立つという仕組みがちゃんと理解できれば考えていきたいと思えます。

いろんなこれまでに施策の展開がございますけど、これも行政は基本的にはポンプの向かい水の役割をしたいと思っています。決して行政が逃げるといふのではなしに、水は入れてあげますよと。入れられるようになる自分で自立してくださいと、もうけを行政よこせと言うんではないけど、こんな事業がございましたら、施策を使えるんなら基金の検討も幹部において検討してもやぶさかではないと思っています。ただ行政ありきの話というのは、やっぱりこういう時代ですからやっぱり手法を考えるなりまた考え直してもらわないいけないということがございますけど、私はまず第1は自分の考えている事業がほんとに将来的にちゃんと自立できるんだらうかということを見きわめていくのが先決だと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

確かのものであればそれを実現するための基金がいるのであれば基金の創設というふうにしていきたいと思います。どっちにしても市民の方々のいわゆる活性化についてはしっかり行政もできる支援はしていくことは原則でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 まさに市長の答弁でありますようにポンプの向かい水というのが私も適切だと思います。やはり将来展望のない施策に投資するというのは非常に経済効果のないことだと思っておりますので。

ただし、現在私のもとに3名の相談があるのは、後にも出てくるわけですが、やはり安芸高田市の人口の問題ですね。これが基本的なベースにならないとそういう目的を持ってやらないと、農業というものも後継者というものも、また今の言われる地産地消販路開拓にもならないと思います。

現在私のもとに相談があるのは、そういう3名の方が将来展望のものとなりますので、やはり市長さんの前向きな答弁があれば、よし安芸高田市の今我々ができるときにやって担い手または後継者等をつくって将来の安芸高田市の魅力のある農業、または産業が起きることを期待して現在取り組んでおられます。やはりここで市長さんが今のように活用できない場合は基金の創設ということもありましたので、もし今後実施設計計画等ができましたら担当課と相談しながら、また市長さんの決定を仰ぎたいと思いますが、そういう仕法で今後進めてまいりたいと思いますが、その方法でよろしいでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民の方々が計画をしっかりと将来展望をしっかりと、公共のためにちゃんとしたブースをかけるのであれば、検討の材料にはさせていただきます。ただ、いつやるかということにつきましては、また資金の問題とかございますけど、行政としてちゃんと真剣に検討していきたいと思っております。場合によっては時間がかかるかもわかりませんが、

簡単なものについては早急にできるかもわかりません。それも皆、その計画を我々行政がチェックしたときにちゃんと目的に答えが、将来的な発展があるかないかという判断につくと思います。銀行と同じだと思ってもらったら結構でございます。今銀行も金貸してくれていってもなかなか将来展望を見て貸さんの。銀行と同じじゃないんだけど、私もそここのところをしっかりとチェックしておかないと、これが今後は市民の皆さんに迷惑がかかることになっちゃいけないんで、このことをしっかりと我々も協力せんというんじゃないしに、そういう一つのルールがあるんだということだけは皆さんにお伝えをしてもらいたいと思います。せっかく出された協議につきましては、担当課と幹部が一丸となってこれはどうじゃろうかという議論はさせていただきますのでよろしく願います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 前向きな答弁という形で現在検討されてる方にその旨を伝えていきたいと思います。

やはり現在、地域営農課、また商工会等でも農商工また参画という中でいろんな資料を取り寄せて勉強されておりました。せんだつても日本政策金融公庫の中で創業の実例とか、いろいろと勉強してその中で成功例等もあります。しかしながら、田舎の事業所は小さいところがありますのでそこまでクリアするのは大変難しいということも懸念されておられました。

今のような向かい水をいれてもらえれば、よし一つ市長と論争してこの政策を認めてもらって地域の現在地産地消、またブランド化に向けて取り組んでみたいという人もおりますので、今後そういう検討をしていただき前向きな検討をしていただきたいと思っております。

次に若者定住政策についてでございますが、今回の安芸高田市総合計画後期の基本計画の中に、残念といえば残念なんですが、やむを得ないと言えやむを得ないんですが、人口規模の問題が3万1,000人と目標を立てられました。しかしながら当初は3万5,000人から3万1,000人。企業の経営で言うと、売り上げに変えるということは大変人口指定とは思いますが、やはり人口が減ればやっぱ地場産業というものはやはり成り立たなくなるし、この人口構造のピラミッドを見ても若者が少なくなれば活力がないと。ハンドボールの例ではありませんが、あの元気な姿を見ると若返ると、また高齢者も元気に応援ができるとその一般の活力がうかがえるかと思えます。やはり現在も行政も経営というものになると現在の人口を3万人じゃなくて中には5万人ぐらいやったらどうかと。そのための現在市長さんはあらゆる手段をとっておられると。手段がたくさんあっても、目標というものが3万1,000人であれば現状の事業を維持していくのは非常に難しくなると申してますのも、お太助ワゴンも非常に現在喜ばれておりますし、市民総ヘルパー構想も非常に大切なことであ

ります。しかしながら担い手とか学校の適正化問題にしても子どもが減るということは安芸高田市にとっては非常に残念な結果だろうと。ここにおいて施策を打つことによって何らかの形で若者定住ができないかと思って、私も勉強、視察をしてきました。

既に、これは後期のビデオなのですが、前期の分についてはお手元のほうに資料として提供させておりますこのヨコミネ式教育白書というDVDでございます。全国に急増している横峯吉文氏によって考案されたヨコミネ式教育法は2005年よりわいわいプロジェクトという名で全国の幼稚園や保育園に紹介され次々と導入されている。2005年にはわずか12園が採用されましたが、2007年には41園、2008年には186園、そして2009年116園、2010年には200園がこのヨコミネ式が導入されておられると。北海道から沖縄まで広がっており、これまでの幼稚園や保育はどこも同じという世間の一般の考え方が大きく変わり、保護者に幼稚園教育の重要性がはっきりと認識されはじめております。安芸高田市にヨコミネ式を導入すれば、若者の定住につながると思いますが、このヨコミネ式についての導入の検討はどのようにお考えが伺うものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 「ヨコミネ式」教育法と定住対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、幼児期の教育は、生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園・保育所は幼児期の教育・保育を担う専門施設として、極めて重要な役割を担っていると認識しているところでございます。幼稚園と保育所は、相互に内容の整合を図って策定されている「幼稚園教育要領」及び「保育所指針」に基づいて、教育・保育を行うこととされております。幼児期の発達の特徴から、幼稚園等では、幼児の主体的な活動としての「遊び」を十分に確保し、遊びの中での主体性を発揮させることが大切であると言われております。しかしながら、それは、幼児任せということではなく、幼児が興味や関心が深まり、意欲が引き出されるような意図的な環境構成が、指導者側に必要でございます。そういった意味で、幼稚園等において、どのような活動を仕組むか、どのようなカリキュラムを仕組むかということは、幼児教育の充実において非常に重要であると考えております。

議員御指摘のように、特色ある幼児教育を展開いたしますことは、保護者や地域の信頼を得ることにもつながり、若者定住政策の一環に発展していくことにもつながります。

御紹介をいただきました「ヨコミネ式」教育法も含めまして、幼児の発達の特性を踏まえた特色のある教育課程の編成につきましては、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 DVDを見られた感想をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ビデオを見た感想をということですが、大変申しわけないと思いますけど、早くからこのヨコミネ式教育が世間に知られ、そして報道されていることにつきましては私は当初知りませんでした。ビデオを拝見いたしましたので感想は、私立でもし自分がもう40か50歳若かったらその経営者としてやってみたいなという思いはありますけれども、公立の中でできるかなということにつきましては、ある程度の歯どめがあるんじゃないかなという感じを持ちました。以上が、私が見たときの感想でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 私も教育長と同じで、非常に子どもさんの成長というものを見たときに、私もかかわってみたいなという気持ちは同じでございました。子どもはこれだけできるんだと、指導者に恵まれた子どもというのは将来非常に幸せなものだと。当初少なかった園が年々ふえていくということは世間が認知をしたということでございます。

よって現在、幼保一元化とかできれば民営化とかいろいろな方法があるろうかと思えます。この若者が現在地域に少ないという現実からやはり何かを手を打って特色のある園を設けるということがそういう教育にまず何が何でも1年間ほど出向して体験させて来ようとか、そういう気持ちを持たれても私はオーバーではないと思えます。すべて100%、私はそのものを取り入れなさいという気持ちではありません。大人が見ても教えられるものがあり、それを取り組んで前にいかなきゃいけないというものがありました。決して横峯さんの指導方法は、言い方はどうかわかりませんが、英才教育で中国雑技団のように全国から選んだ者をよりすぐれたものを、そうした教育をしておるわけではありません。

保育所というところは遊びで勉強させるのだと。遊びで物事をやると。だから先ほど申されましたように、指導者が子どもにやる気を引き出す4つのスイッチがあるとうたっております。子どもは競争をしたがる、子どもはまねをしたがる、子どもはちょっと難しいことをしたがる、子どもは認めてもらいたがる。まさに子どもさんの姿を見たときにこのことはあると思えます。その時に周りの親が手を差し伸べるか、また冒険させてチャレンジさせるか、そういうところに周りの育てる環境が必要になってくると。

横峯さんは親という字を、木の上に立って見るというふうにもといておられます。親は見守るんだという形で、小学校に行ったら勉強するんだけど、保育所の間は遊ぶんだと、遊びで物事を教えるんだと。その教育というさるものは、既に安芸高田市中心図書館にもヨコミネ式の本が置いてあります。私はたまたまそこに行って見させていただいたわけで

すが、いいか悪いかは別として、漢字を教えるにしても平仮名を教えるにしても絵で教えるという方法ですよね。だから何かわからんけど横一を引きなさいと。まず縦に引きなさいと、そういう教え方のものをヨコミネ方式の学ぶ本が出ております。家庭ですぐに使えるという教科書もあるわけです。そうした中で御存じのように、一を横に書けば漢字の一、縦に書けばそれを重ねたら十になるという非常に小学校で教えるんじゃないって絵として教える中で、「あ」と「む」は最後に教えるんだという95の書き順の本も出しておられます。これは見てやるわけですから、漢字を教えようとするわけじゃないんですね。しかしながらこれによって興味を持って子どもが本を読み出すと。本を読むといっても一日に4冊読む子もおるって、卒園するまでは1万冊読むという非常に我々すれば驚く。これを強制的にやらせるんじゃないって、一つ分かれば次に行くと。その喜びというのは我々も、例えがいいか悪いか別としてスポーツの中でもあるわけですよね。練習した成果がこのたびハンドボールで言えば怒られながらやったけどシュートが決められたと。やっぱり怒られて練習して汗かいただけ1点取った喜びというものを味わった。そこで認知されてほめてやると、頑張ったねと。それでまた次のことができたらほめるという、やっぱり認めてやるという。また小さい子は上のお兄ちゃんのことを見て学ぶということもあります。

そういうことでこの子どもはすべて天才であると。何も東大に入れるのが目的ではなくてこういう試練もありながら自立していく、自分が何にあるかというのが本人が決めていくという。中には大きくなったら保母さんになりたいとか、またお母さんのお手伝いをしたいとか、お菓子屋さんとか、また保育園の先生になりたいとか、それぞれ希望を持つわけでございます。

そういう意味で教育長さんも若かったらやってみたいなら、若い人は現在職員の中にもたくさんおります。できたら私は一度、1年間の現在、事務職も広島県に派遣されております。やはりこれを一度勉強してみたい取り入れるか入れないかは別としてやってみられたらいいかと思うわけでございます。

決して私が言ったたちばな保育園というのは安芸高田市の保育園よりもっと悪い施設でございました。職員室もないような、職員会議をどこでするかと言ったら廊下でしておられました。非常に人気のある保育所であって、地元の方は20人で外部から60人ぐらい来るといって、人口は3万4,000人ぐらいですから安芸高田市と似たようなところでございます。そういうところに集まってくるという。そういう認知された保育園でございまして。決して私は、いいことは真似をしてその子どもさんの成長期に与えるのは親の役割、また関係者の役割だと思っております。そういう意味を含みまして、教育長さんが若かったらやってみたいと。私も同感です。

そういう意味も含めてこのヨコミネ式を研修に行かせる気持ちがある

か。保育園については市長さんの関係になろうかと思いますが、私立の方も考えた場合に、やっぱり教育長と市長さんの考えが一致しないということではできないかと思いますが、あえて教育長さんが答弁されておりますので、私は人口がこういう衰退するのではなくて逃げられずに頑張ってもらうために、先ほどの農業といい、こういう教育現場がぜひ今安芸高田市に必要なだと思いますが、その点について教育長にお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 若い先生をそういう現場に行ってみさせるというのも大切な勉強だろうと思いますし、行くまでにビデオ等で十分その内容について見れば、自分なりに足らざるところが見えてくるのではなからうかなというようにも思います。

とりわけ先ほど入本議員も言われましたように4つのやる気ということでございますけれども、子どもは競争したがるといことでありますけれども、とにかく競争したがるといどういう仕掛けをしとるんかといったら常に声をかけながら励ましてると。あれが競争したがるとい、横峯さんは教育学的なまとめの文章としては私はびたっとする言葉じゃないと思いますけれども、競争したがるとい教育者といえは励ましてやる気にさせるということだろうというように受けとめました。もう一つはまねをしたがる。ちょっと難しいことをしたがると同時に人のまねをするというのは親を見て子どもは育つと同じように兄弟を見てその下の子どもが育つと同じように、人ができれば自分もできるんじゃないかという思いを持たせながらそれをしかも認めてやるという認めるという力を指導者のほうはつけていけばこのヨコミネ式のいろんな行事をやっておられますが、それもある程度クリアできるんじゃないかなというようにも思いました。

そうは言いましてもどっちかといいましたら、教育課程のある内容を順番に教えていくというマニュアル式の教育でやっておられないというのが、このヨコミネ式教育をやっておられる保育園の特色でございます。一番大事なことは簡単なことから始めて、そして難しいことに挑戦をさせるという、平仮名を覚えるのでもあいうえおの「あ」から覚えさせるんじゃないしに、難しいことでなしに横一、縦一、片仮名、そして最後に平仮名の「あ」とか「む」とかいうのを勉強させると。やはり教えるのには段階、ステップというものがあるんだということはある指導者が考えていくというように、私は私なりに見させていただいて、これはやっぱり教育の中に、小学校でも中学校でも保育所でも共通にあるものもしっかりと教えていくために、幼稚園だけじゃないしに小学校の先生にも大きくなって子どもを指導するという立場にありますけれども、中学校の先生でも一度は見ていただいてそして勉強をさせていきたいというように思っております。



行くことにつきましては旅費が要りますし、財源も確保しないけんでなかなかそれはできるかできないかわかりませんが、行かなくてもそれができることを私は考えていきたいとこのように思っているところでもあります。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この件につきましては、すべての子どもは天才である。子どもを変えたいなら、日本を変えたいなら小学校に上がる前から始めよう、このことを声を大にして言い続けたいというふうにも言っておられます。まさに幼児教育が基本であるということをも思いますし、その点では教育長さんも同等だろうと思いますので、この機会に今言われましたように、教育者としては学ぶべき点が多少なりと私はあると思います。社会人に対してもあると思います。できたら保護者とともにこの方式というものを研究してよいところを安芸高田市に取り入れて、ぜひ他の市町から甲田町に、また高宮町に、安芸高田市全体に転入者がふえる、そうした形を望むためにあえてこの質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。これは本来なら事務局に伺えばよろしいんですが、統一見解がされていないような状況がありますので、あえてここで質問させていただきます。安芸高田市文化センターの利用について、使用許可申請の受付期間が施設に異なっているが、なぜか。その点をあわせて物品販売もしくは展示許可の範囲の具体的な内容について伺うものでございます。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 安芸高田市文化センターの利用についてのうち、使用許可申請書の受付期間が施設により異なっているがなぜかという質問でございますけれども、市民文化センターいわゆるクリスタルアージョの開館に伴いまして、それまで各文化センターごととなっておりました設置管理条例、並びに設管条例施行規則を平成19年12月に統一いたしました。

ここで申します文化センターとは、市民文化センター、八千代文化施設フォルテ、美土里生涯学習センターまなび、高宮田園パラッツォ、甲田文化センターミュージズ、吉田文化創造センターの6館でございます。

その施行規則において、受付期間を規定しております。内容は、いわゆる文化ホールにつきましては、使用の1年前から、他の研修室は3カ月前から使用を受け付けるようになっております。ただし、美土里生涯学習センターまなびの文化ホールにつきましては、美土里小学校との併用施設として使用しているため、他のセンターとは異なり使用の3カ月前から受け付けております。

また、行政が実施します市民を集めての大きな事業などは、教育委員会が必要と認める場合につきましては、受付期間を例外的に運用している場合もございます。以上が、文化センターの受付期間の施設によって

異なっているということについてのお答えでございます。

次に、物品の販売並びに展示の許可の範囲の具体的な内容についての御質問でございます。

設管条例の施行規則では、物品の販売や展示等の行為につきましては教育委員会の許可を受けることとし、単に禁止しているものではありません。物品の販売を主目的として文化センターを使用する場合には、営利目的使用となり、使用料金が倍額になります。また、展示につきましては、各施設で景観上及び施設仕様上展示できる範囲がございますので、各センターの指示に従っていただくこととなります。

なお、物品の販売に関しては、講演会開催時に講師の著作図書を販売される場合、カラオケ大会や音楽コンサートにおいて出演者のCD等を販売されるという場合がございますが、これらの販売行為につきましては、使用目的である講演会などに付随するものであること、また、使用者あるいは主催者の責任において行われる行為であることを条件として、文化事業の一部として許可しております。

今後もこの方針で各文化センターの運営を統一するように、再度徹底を図ってまいります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 非常にわかりやすい答弁をいただいたので、非常に悩んでおられた方々も安堵されるかと思えます。

昨年では向原公民館を入れますと、14万5,000人の方が利用されておるというデータもいただいております。この数字が右上がりになって、せっかくの生涯学習及び地域文化活動に育成されることに特に今までの規定を守ってもらいたいと思えます。

また使用する時間が午前9時から午後10時までとなっておるわけですが、関係者も9時にならないと入れないというようなこともあって準備ができないという苦情も聞いておるわけですが、お客さんは9時からにしても、関係者は9時から開園するのに9時に入ったんではできないというのでせめて30分前ぐらいは主催者、借上者の方は世話人は会場内に入れてあげるとかそういう配慮も必要かと思っております。そのあたりもセンターによってはばらばらであるということがありましたので、今回統一見解をしていただいて、ほんとに市民の皆様がこの施設を有効的に、立派な施設があるわけですから、どんどん使いやすいように、またルールを逸脱して使用するように私がお願いしておるわけではございません。すべて皆様方が最低の中で、先ほど言いましたように、カラオケのゲストの方が、出演者の方がCDを売られるぐらいは認めてあげてほしいと。また大きな商品を持ってきて売るわけではないわけですから、出演者に限っては講師に対しては本、また音楽関係に対してはCDとそういうそうした物の販売は認めてあげてほしいというのが明確な答弁でありましたので、その点については了解しましたので、ただ利用する時間の9時

から10時までですが、事前の30分ぐらいまでの応用はできないものか、その点について回答をお願いします。

○藤井議長 答弁を終わります。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 文化センター等の利用時間につきましては職員の勤務時間の問題もありまして、先ほど議員がおっしゃいましたのはむやみやたらとそういうふうなことを要求するんじゃないということでございますので、良識の範囲内で考えていくということも必要ではないかと思っておりますけれども、職員も夜遅くまで働いておりますので、そのところは御理解をいただいて事前に十分時間設定についての話し合いを詰めていただくということにさせていただけたらと、このように思っております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本議員に申し上げます。発言時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただくようお願い申し上げます。

入本和男君。

○入本議員 文化センターの利用につきましては、やはり市民が集まってまたあそこに参加して初めて価値のあるものでございます。よって市民のひとりひとりが気持ちよい利用状況の環境をつくっていただくことを望むものでございます。すべては提案という、文化センターについてはお願いでございますが、2つの質問につきましては今後前向きに検討していただいて安芸高田市の活性化を担うひとりとして協力したいと思っております。質問を終わります。

○藤井議長 以上で入本和男君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、29日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員